
平成21年第2回定例会 老 岐 市 議 会 会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

平成21年6月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 8番 市山 和幸議員
9番 田原 輝男議員
10番 豊坂 敏文議員
1番 音嶋 正吾議員
22番 近藤 団一議員
13番 鵜瀬 和博議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (25名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 音嶋 正吾君 | 2番 町田 光浩君 |
| 3番 小金丸益明君 | 4番 深見 義輝君 |
| 5番 坂本 拓史君 | 6番 町田 正一君 |
| 7番 今西 菊乃君 | 8番 市山 和幸君 |
| 9番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 坂口健好志君 | 12番 中村出征雄君 |
| 13番 鵜瀬 和博君 | 14番 中田 恭一君 |
| 15番 馬場 忠裕君 | 16番 久間 進君 |
| 17番 大久保洪昭君 | 18番 久間 初子君 |
| 20番 瀬戸口和幸君 | 21番 市山 繁君 |
| 22番 近藤 団一君 | 23番 牧永 護君 |
| 24番 赤木 英機君 | 25番 倉元 強弘君 |
| 26番 深見 忠生君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 久田 賢一君
教育長 …………… 須藤 正人君
壱岐島振興推進本部理事 …………… 松尾 剛君
市民生活担当理事 …… 山内 達君 保健環境担当理事 …… 山口 壽美君
産業経済担当理事 …… 牧山 清明君 建設担当理事 …………… 中原 康壽君
消防本部消防長 …… 松本 力君 病院事業管理監 …… 市山 勝彦君
総務課長 …………… 堤 賢治君 財政課長 …………… 浦 哲郎君
政策企画課長 …… 山川 修君 管財課長 …………… 中永 勝巳君
会計管理者 …… 目良 強君 教育次長 …………… 白石 廣信君

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は25名であります。定足数に達しております。

これより議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（深見 忠生君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、一般質問をされる議員の皆さんで、マイクの声が聞き取りにくいときもある場合がございますので、その辺はひとつよろしくお願いをいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、8番、市山和幸議員。

〔市山 和幸議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 市山 和幸君） おはようございます。貫頭衣を着しての一般質問に、何か違和感を感じておりますけど。

通告に従いまして3点の質問をいたします。そして、項目ごとに2項目ずつの質問をいたします。

まず1点目、博多・壱岐・対馬のフェリー料金引き下げ問題について御質問をいたします。

高速道路料金の引き下げでの恩恵が受けられない離島の観光振興、生活支援を目的に、国の交付金を活用したフェリー料金の引き下げが全国の各地で検討されております。新潟の佐渡市においては、今年度補正予算案に盛り込まれた地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これは1兆円財源があるんですけど、その財源を佐渡汽船カーフェリーの乗用車の搬送料に充てられ、先月30日から7月26日まで期間限定で、土日祝日に限り、通常往復1万5,000円から3万5,000円の搬送料を片道1,000円、往復2,000円に引き下げを行っております。地元からは航路に橋がかかったようだと言っており非常に喜びの声が上がっております。

高速道路料金の引き下げによって、フェリー料金の割高感が増し、観光客の減少につながるのではという離島の懸念の声を聞き入れまして、公明党といたしましては、国会議員によるプロジェクトチームを設けていただいて、離島振興対策のために、離島の重要な交通手段であるフェリー航路への公的支援や交付金の弾力的な運用を、今年1月26日に政府に強く申し入れをいたしておるところでありました。今年度本予算にも計上された地域活力基盤創造交付金9,400万円についても離島航路支援の活用が可能になっていると伺っております。既に10数カ所の各航路で検討がなされ、調整が進んでいると聞いていますが、壱岐対馬の対策協議会ではどこまで検討されているのか、まずその点を1点伺います。

そして2点目、市長はこのような交付金を活用したフェリーの料金引き下げを行う用意があられるのか、以上2点について市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 8番、市山和幸議員の御質問にお答えをいたします。

今議員おっしゃったとおり、離島航路は、この高速道路運賃の1,000円ということで大変な観光客離れを起こしています。それは事実でございます。しかも壱岐・対馬のように外洋の島よりも、その影響を受けておるのは内航の航路でございます。例えば有明海とか、島原、熊本をつないでいるとかあいつたところは、もうフェリーに乗らんのですね。高速道路で熊本から長崎まで行ってしまふんです。そういったことで、内航の航路の方は特に被害を受けていらっしゃいます。

実は、先月26日に私は全国離島振興協議会に行つてまいりました。そして、今お話の佐渡の

市長の高野宏一郎さん、この方が全国の離島振興協議会長でございます。そして、まさにそのお話を聞いてまいりましたところ、大変だったと、議会の猛反発を受けたということでございます。どうしてですかとお聞きしましたら、ほかにまだ使うところがあるじゃないかということですね。そういうことがひどく言われたと。

私も考えてみますときに、佐渡は日本で一番大きい島です。855平方キロございます。壱岐は138平方キロですから、6.1倍あります。壱岐は全国で20番目の島でございます。そういったもろもろのことを考えたときに、もし壱岐の島に1,000円でフェリーを通わせた場合、私は、佐渡であれば855平方キロもありますから、2泊3日あるいは3泊4日でないと佐渡は回れんと思うんです。しかし、壱岐だったらどうでしょうか。日帰りができますね。今、レンタカーの方々が港にお待ちです。そして、レンタカーを使ってらっしゃる。そういった方のことを考えたりいたしますと、ガソリンは向こうで入れてきて、1,000円で渡って日帰りして帰られたら、私はむしろこれは壱岐にとってはマイナスだという気がいたします。

それと、佐渡の場合は60日間で1億5,000万円を出されております。うちにも、先ほど言われましたように7億2,200万円が来るわけでございます。その中で、佐渡の場合は予約は5倍になったよと、しかし、宿泊客は1割ふえたということですね。ですから、私は宿泊客のふえた分がふえたのかなと思っておるわけです。

しかもそれは向こうから来る人に対して補助をするわけですが、私は壱岐の方に補助をするのならわかるとですが、来る人に補助をする、私は今度の交付金につきましては、もっともっとそれに使うよりもほかに使途があると思っております。現在、その7億2,200万円についてどういう使途があるか、どういう緊急的な、壱岐にどういう事業をしなければいけないか。これは交付金でございますから、100%補助でございます。皆さん御存じのように、事業というのはある一定の規格に合わないとは補助がないんですね。今までずっと、補助がないかないかと探してきた事業がございますけど、補助制度に乗らんために残された事業がございます。そういった事業に、ぜひこの交付金は使わせていただきたいと思っております。市山議員のおっしゃる趣旨はわかります。わかりますけれども、そのフェリーの補助に使うよりも、もっとしなきゃいかん事業があるということで、そっちを優先したいと思っておる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 市山議員。

○議員（8番 市山 和幸君） 私も、市長が国のほうにフェリー料金の公的な支援に対しては強く要請されていることはよく認識しております。また、本市にとっては来年度には埋蔵文化センター、それに一支国博物館も開館になります。壱岐市にとっても、フェリー料金が大幅に引き下げられれば人口交流の拡大につながるのはいま目に見えております。それによって本市の活性化

が大いに私は期待できると思っております。私といたしましても、期間限定ではなくて長期的に公的な支援をしてほしいと、政府のほうには国会議員を通して強く申し入れておりますので、どうか市長におかれましても、政府のほうに何とかフェリーの料金を引き下げていただくように強く再度要請をしていただきたいと思いますと思いますが、市長、どうですかね。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 実は、今議員おっしゃるように佐渡の60日、これはやっぱり終わったときの反動がひどいと思うんですね。私は、今おっしゃるように恒久的な制度設計を政府にお願いしたいと思っております。そこで、実は26日の全国離島振興協議会に先立ちまして、私は全国の事務局にお電話いたしまして、ぜひ今回は船会社に補助をするのではなくて——その船会社に今補助してるんですよ。しかし、それが運賃にはね返らんわけですね。何にもならんと、船会社の経営を助けるだけだと。私は、それで運賃の引き下げに直接つながるような決議をお願いしたいということを申し上げておりました。私が申し上げたからそうなったのかどうか、それは別でございますけれども、実は離島航路運賃、料金の抜本引き下げに関する特別決議というものを全国離島振興協議会でいたしました。その中には、途中割愛しますが、「離島航路運賃、料金の抜本引き下げ、国庫補助航路の拡大、実質国庫補助割合の改善」云々ということで、こういう特別決議をいたしました。ですから、私は今議員がおっしゃいますように、これは国の責任で運賃を下げてください、これを強く、全国離振で139の市町で決議をしてきたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 市山議員。

○議員（8番 市山 和幸君） ぜひ、私たち党を挙げて国会議員にお願いして後押しをいたしますので、市長のほうも強い決意で料金の引き下げには臨んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは2点目、漂流・漂着ごみの回収処理問題について御質問をいたします。

漂着ごみの処理問題については、3月議会において同僚議員のほうから御質問がありました。市長のお答えでは、「県の補助事業500万円を活用して処理に当たっている」、またそして、「モデル事業に申請を行ったが、助成の対象にならなかった」という御答弁であったかと思えます。今回の16兆円規模の追加の経済補正緊急対策に盛り込まれております。これ、環境省が担当しておるわけですが、地方公共団体が行う地球温暖化対策のための施設整備等に対する支援、地域グリーンニューディール基金を取り崩して、これ3年間で取り崩すわけですが、550億円の財源が充てられております。そのうちの約50億円ぐらいですかね、漂流漂着ごみの回収処理

の推進のために充てられております。これは、長崎県は離島を抱えておりますし、また漂流物もたくさん漂着するわけでございますので、相当な割り当てが私は期待できると思いますが、今長崎県に一体幾らぐらいの、何億円ぐらいの割り当てが来るのか、それをまず1点お伺いをいたします。

それと、離島の本市や五島、対馬に対しては、他の自治体よりも多額の助成金が配分されると私は思っております。壱岐市においてはどれぐらいの割り当てが見込めるのか、また市長は県に対して助成金の要請をされてあるのか、そのことについて2点お伺いをいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 環境省が行う地球温暖化対策の支援、いわゆる地域グリーンニューデール基金という550億円の資金についてのお尋ねでございました。

現在、事業要望調査の段階でございます。漂流・漂着ごみ地域対策事業として、主として市内海岸全域の漂流漂着ごみを回収すると、処理を実施するというところで、21年度から3年間の事業でございます。現在単年度で1,000万円、合計3,000万円の要望を行っております。なお、漁協あるいはロータリークラブの皆様方には定期的に海岸清掃を行っていただいております。大変ありがたいと思っておりますが、これまでどおり御協力をいただきながら、共同で取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

また、例年行っております、先ほど言われました長崎県漂流漂着ごみ撤去事業、いわゆる500万円でございますが、これは70%補助で500万円でございますから、補助額は350万円ということでございますけれども、この1,000万円の採択がお願いできれば、この分は留保したいと思っておりますのでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 市山議員。

○議員（8番 市山 和幸君） 本市においては、この漂流・漂着ごみの処理対策は雇用の対策にもできると思うんですね。市長のほうも今1,000万円、3年間にして3,000万円という割り当てがあると言われましたが、もう少し、県から私は要望すれば壱岐あたりはもう少し出るんじゃないかなと伺っておりましたので、ぜひもう少し県に要請をしていただけないでしょうか。それはもう向こうから、ちゃんとその1,000万円という割り当てが来たんですかね。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） これは今1,000万円要望をしているということでございます。ですから、今まで500万円でやってまいりまして、事業量、それから壱岐の全体の清掃を考えて、

事業量として1,000万円ということを担当課が決めておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 市山議員。

○議員（8番 市山 和幸君） 壱岐、対馬、五島あたりがもう少し強く要請されれば、恐らく配分がもう少し出ると思いますので、ぜひもう少し配分の要求をされたほうがいいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、3点目の質問をいたします。消防職員の採用の公募要項の記載について御質問をいたします。

職員の公募要項に「救急救命士の有資格者若干名」と記載され、募集をされておりますが、今回の募集に際して、合格者4名の中には有資格者は1名も採用されておりました。また、今回の募集に限らず、前例にも何回か有資格者の募集をしながら採用に至らなかったとの不満や不信を市民の皆さんから伺っております。私は、このことについては前消防長さんに直接お話を伺いました。前消防長の話で、「人選は総合評価でやっておるので、資格の有無は募集には関係ない」というお答えでありましたので、私は、「資格の有無が関係ないのであれば、公募に載せる必要はないんじゃないですか」という質問をいたしましたけど、それに対しては何の回答もございませんでした。

島外で自費で救命士の資格を取得され、高い志を持たれて壱岐の消防署で貢献をしたいという希望を持たれて受験をされた方にとっては、不信を持たれるのは私は当然ではなかろうかと思えます。私は、人選については選考委員会で厳正な審査をなされて採用されていると思えますので、とやかく言うことはありませんが、救命士の資格の有無を記載されながら、それについては採用の基準に何も関係ないというのはどうも納得がしかねますが、市長におかれましては直接消防職員の人選にはかかわっておられないと思っております。でも最高決裁者としてどのようにこのことを思われているのか、また現消防長さんには新たに松本消防長さんが御就任なさっておりますが、今後の採用の際にも有資格者若干名と記載され、公募をなされるのか、またそれとも、今度は募集の際に削除をされて出されるのか、また違う方法をとられるのか、そのことについて市長、消防長にお尋ねをしたいと思えます。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 職員の採用の問題についてお答えをいたします。

私は、前回も少し申し上げたかと思えますけども、職員の採用につきまして、私が最高責任者でございますから責任は私にございます。ただ、昨年私就任いたしまして、前回からの慣例で「市長は面接にも立ち会わん」というような状況がありまして、現在私は、「それはおかしい」

と、やはり私は、「職員の面接は私がせないかん」と思っています。ですから、ことしからはぜひ新しい職員の面接はいたしたいと思っておりますが、昨年初めて臨んだ採用試験では、「いや、市長、市長はメンバーに入っておりませんよ」というようなことであつたものですから、実際面接をしてないわけです。そういったことで、採用の仕方に問題もあるということをおもっております。ことしから改善をいたします。

それから、先ほど言われました、その消防署の吏員の採用の募集要項にも非常に誤解を招くような記載があつたと思っております。ただしかし、救急救命士という資格は、受験をすれば、頑張れば取得できる資格でございます。したがいまして、救急救命士を持っておるから、その人だけしか持たんから、じゃあ採用するかということにはならんのじゃなかろうかと思っております。ただ、募集要項の中に誤解を招くような記載があつたという形でございます。消防長に、もう少し説明をさせたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 松本消防長。

〔消防本部消防長（松本 力君） 登壇〕

○消防本部消防長（松本 力君） 市山議員さんの御質問にお答えをいたします。

公募要項に「救急救命士の有資格者」と記載しておりましたが、平成20年度の壱岐市消防吏員採用試験案内の受験資格で、高校卒業程度の学力を有する者と救急救命士の資格を有する者、お互いにそれぞれの若干名採用ということで記載をして案内を申し上げました。消防の仕事というのは、皆さんも御存知のように、火災、救急、それに救助、予防、消防団事務と多岐にわたっております。そういった中で、大きい消防本部、もう東京消防庁になりますと、もう救急は救急専属ということになりますけれども、壱岐消防本部では、例えば交通事故等で出動する場合におきましても救急車、救助工作車とダブルで出るんですけれども、まず現場到着をして、救助工作車の隊員2名だけで救助できない場合においても、救急隊員が応援をして救助活動をする。そしてその後においては、逆に今度は救急隊員が例えば心肺蘇生をしておりますと、救助隊員がその加勢をするということで、救急も救助、そしてまた火災現場等におきましても、私は救急救命士だから火災現場には行かなくていいというようなことではなくて、すべての職員がすべての仕事に携わらなければ業務が遂行いたしません。そういった関係で、現在壱岐消防本部では救急救命士が18名ほど、有資格者が現在おります。

なお、救急車につきましては、本所、支所、勝本出張所に各1台、そして予備車として本所に1台ほど配置しております。また、壱岐市の救急業務規定の中で、救急救命士の1名乗車、最低限乗りなさいということで乗っておりますので、現在も1名乗車必ずさせております。そういったことも考えられます。

なお、今回の採用試験については、幅広く有資格者を含め、すなわち救急救命士の資格も大事だったんですけれども、大型とかいろんな資格を持った人を多く呼び寄せようということで実施をいたしました。その結果として、救急救命士の合格者がいなかったということでありました。

先ほど市長も答弁されましたように、消防吏員という枠の中での採用でありまして、救急救命士であることによる加算というのはやっておりません。ただし面接等で、面接、作文もありますけれども、そういった中で、自分は救急救命士の資格を持っていますよと、そういうアピールというのは試験官にできると思います。それとか、例えば同点だったりした場合には、ある程度試験官が救急救命士の採用をするということも可能になってくるのではないかと思います。

なお、今後の公募の際も「救急救命士の有資格者」と記載されるのかという質問ですけれども、この件につきましては誤解を生みやすいということですので、今後は改善をしてみたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

〔消防本部消防長（松本 力君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 市山和幸議員。

○議員（8番 市山 和幸君） 市長の御答弁で、資格は入ってからも頑張れば取れるとおっしゃられました。それは確かに採用されてから資格は取れると思いますが、公費で取られて、また中で受けられるには講習も受けられ、またいろいろ公費を使われて試験も受けられるわけでしょうから、市長は無駄遣いはしないというそういうお考えでありますので、ぜひそれ持ってあるから使えという、私もないんですけど、それを有資格者と書いて全然それが考慮されないというのは、私もちょっと疑問に感じます。それで、市長も今度からは、最高責任者でありますので、慎重に面接するというお答えでありましたので、ぜひこの人選、またもう人選は消防長の御責任であるでしょうから、ぜひ公正に透明性のある、市民から疑問を持たれないような人選の仕方をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

〔市山 和幸議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって市山和幸議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） 次に、9番、田原輝男議員。

〔田原 輝男議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 田原 輝男君） おはようございます。

通告に従いまして、9番、田原が質問をいたします。大きく2項目、小さくは4項目にわたって質問をいたしますので、教育長、市長、明確な御答弁をお願いいたします。

それでは質問に入ります。第1項目について、学校施設についてと書いておりますけれども、これはある程度のもう月日が流れております。総務委員会で視察に行った結果について、どのよう

に検討されて、その後どのように考えられているのか。また予算要求されたのか。いまだ鉄筋むき出しのまま、何らかの対応された跡が全く見受けられません。そのことにつきまして、教育長も総務委員会で視察に行かれたときにしっかりとその目で見られたかと思っております。

2番目につきましては、これはあえて私の地元の志原小学校のことをございますので、本来なら副市長にもお答え願いたいところですが、そこらはちょっとしにくいもので、教育長と市長にお願いをいたします。

体育館の外壁の一部落下について、また屋根の腐食によって穴があいている状態、今から梅雨を迎え、子供たちの体育館使用のみならず大変な状況にある、実際見られてどのように思われているのかというタイトルでございますけども、この体育館は、もうできまして約36年が経過しているかと、そういうふうに伺っております。この地元の体育館は、学校の子供さんたち学校関係のみならず、地域の方そしてサークルの方、いろんな方が使用される機会が多うございます。それで、また今月には、21日ですけども、地域の、これは旧町の時代から球技大会がっておりますが、この志原地区の球技大会も控えております。そして、その後また老人スポーツ、これも控えております。練習が控えております。そうした中で、早急に改善を求めなければならない状況にあります。

それで、外壁一部の落下につきましては、体育館のそばには、もう教育長見られておわかりと思いますけども、これ、地域の方、一般の方が通られる赤道がございます。その赤道がほんの体育館の横を通って裏の小学校のプールの方へ回る昔ながらの赤道です、これは。それで、どなたがどういう状況で入られるか、本当に危ない状態でございます。ましていろんな催しにつきましても、小学校の子供さんらは、先生方からこういう状況だから立ち入らないようにというお話があれば、子供さんたちは言うことを聞かれると思っておりますけども、いろんな催し事につきまして小さな子供さんたち、まだ学校にも行ってない子供さんたちも参加をされます。そうした状況の中、今教育長がどのように考えられて、どのような対応策を持たれているのかお尋ねをいたします。そうした状況に施設がなっているのも私は最近になって正直見ました。

それから、体育館の屋根の腐食につきましても、一部は穴があいて体育館の中から空を見上げたら青空が見えます。そして、全体的に屋根の格好は寄せ棟づくりみたいな格好で、その分野にかかっている下りの分につきましては、もうほとんどが腐食をしております。

それで、今恐らく教育長は応急手当というような格好で胸の中は持っておられると、私はそういうふうに見受けられますけども、それは応急処置も、これはもう本当に大事です。けども、たちまち使われる応急処置をとられて、その後早急に工事なりにかかっているようお願いするものでございますので、教育長、そして最終的に市長の判断をお伺いいたします。

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 9番、田原輝男議員にお答えをいたします。

議員が申されますように、さきの総務委員会での現地視察の後のこと、私よく存じております。そして学校長からの依頼等々がございます。それにつきましては、校長ヒアリングという予算関係の一番大きな基本的なことをやっております。それに基づきまして、島内の各小中学校、危険度の高いものから順次対応をさせていただいておるのが現状でございます。これは田原議員よく御存知のことだと思っております。

2番目の体育館の外壁の件でございます。田原議員に御指導をいただきまして、6月4日に現地を視察いたしました。田原議員が言われますように、体育館のすぐ近くを赤道が走っております。このことが志原小学校につきましては一番大きな問題を抱えておると思っております。体育館の中から天井を見上げますと、穴があきまして空が見えております。これは学校施設にあってはならないことだと思っております。昨年長崎県の移動教育委員会を志原小学校の体育館でさせていただきました。そのときはそういう状況にはなかったんですけども、議員が言われますように、全体的な腐食が進んでの穴があいたということになろうかと思っております。

私ども教育委員会でその状況等を確認、視察をさせていただきましたので、その後、部内協議を進めさせていただいております。早急に臨時措置を講じたいと思っております。これは、田原議員はその臨時措置だけでは終わるなよという御指導をいただいておりますが、全体的な改修等々になりますと巨額の金額がかかりますので、耐震の第2次診断を平成24年度にさせていただきたいと思っております。平成24年度に耐震の第2次診断ですね。それにあわせて大規模な補修工事は考えております。ですから、現時点では応急措置を講じさせていただきたいと思っております。具体的には、高所作業車によりましてモルタルの危険落下部分をまず人力で落としまして、安全性を図るということを考えております。そして、穴があいておるその周辺部分の補修を考えております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 田原議員の志原小学校の体育館にかかわる御質問でございます。

昭和五十二、三年ごろ、屋根があの大波鉄板というのがはやりまして、私もその当時教育委員会におりまして、箱崎中学校とか那賀小学校とかがあの屋根でございます。郷ノ浦町につきましては、柳田小学校もあの屋根でございますね。ですから、30年余りが過ぎたところでございます。

体育館につきましては、先ほどの側壁のモルタルの崩落もあわせて、地域の災害時の非難

場所にも指定されておるわけでございます。僻地集会所ですね。ですから、災害時に隠れるところが災害に遭うては何もならんわけございまして、今教育長が申しますように、耐震化の問題もございまして。耐震化の第2次診断を見まして、すぐに全部というわけにいきませんけれども、緊急を要するものから整備をしていくという方向で臨みたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 教育長、市長、それぞれに御回答をいただきましたけども、私はまだ不満な点がいっぱいございまして。まず教育長に、24年度に大がかりな工事をするからそれまで応急手当で待っていただけないかと、外壁の落下につきましては、高所作業車で人力で落としてたちまちそれで逃れたいというようなお気持ち、回答ではなかったかと思っておりますけども、まず教育長、お尋ねをもう1回いたします。要するに、学校、そして子供たち、もちろん、そしてそこを使用される方々、そんなに甘いもんじゃないと私は思います。その間、屋根の補修にしましても一部の補修。あれは全体、本当に教育長、見られましたか。体育館の中から穴のあいたとこだけしか見られてないんじゃないですか。あれを高いところから、校舎の屋上にでも上がって見られましたか。恐らく見られてないと思っておりますけども、あの今の状況を見れば、さっき同僚議員の中から市長に対して無駄遣いの云々言われましたよ。私もその言葉そのまま上げたいと思います。たちまちの応急手当で済ませるものと済まされないもの、そこは教育長判断、私ごとにかく言うことはありませんと思っております。

それで、子供たちが安心・安全で学べる学校づくりとして、教育長、もう少し支援していただきたい。そして子供たちを見守っていただきたい。今の状況は本当に危険な状態です。

それと、外壁の高所作業車で一部のモルタルを落としてたちまち落ちる分野だけ落とそうと、その後の安全策はどういうふうに考えられますか。この体育館正面から左手から裏へ行かれるこの赤道にそった側面というのは本当に危険ですよ。見られてわかると思います。そんな24年まで待てるものじゃないと思っておりますよ。そこらどうですか、もう1回。

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） まず、屋根全体は上に上がっては見ておりません。下からの目視だけでございまして。それと、24年度の第2次診断を待つまでに早急な措置が必要でないかという御意見、御指導でございますが、やはり体育館のすぐ横に赤道が通っておるということが、その判断材料の一番大きなものになろうかと思っております。ここで何年度とは申し上げられませんが、それを頭に入れて今後の計画を立てていきたいと思っております。まず応急措置になりますけれども、それは御理解をいただければと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 私が思ったとおりの回答でございました。情けないといえますか。何といえますか、くどいようでございますけども。本当に子供たちの、子供たちのみならず、これだけ使用される体育館というのは壱岐市でもそうめったに、そう数はないと思いますので、私が今まで述べました言葉をどうか御理解いただきまして、早急な対応をお願いをいたします。これは市長、これに對しまして何か御答弁がありましたら。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今24年度に耐震診断という教育委員会の予定だそうでございます。しかしながら田原議員おっしゃるように、現実にはそういう状況にあるということ。ただし応急処置はすぐさせていただきたい、そして耐震診断をして工事が必要になった場合に、例えば今リニューアルして、またその工事で壊れるということがございますから、その辺は御理解いただいて、その24年度を前倒しできないのかということについて教育長と相談してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 今市長、教育長、それぞれに御回答いただきました。本当に、先ほど私が言おうと思ったら市長のほうから避難場所ということを言われましたので、もうあえて言いませんけど、いろいろと早急な対応をお願いをいたします。これで1項目めについて終わります。

さて、2項目めに移らせていただきます。中学校規模適正化についてと題しまして、これは教育長、市長にあえてお願いするわけでございます。今までに地区説明会を何回かされまして、どのように感じられておられるか。また、今後進められていく中で、今までどおりで変わりはないのか。

そして2番目に、市のトップといたしまして市長に一言質問をいたします。市長も行政報告をされましたけども、教育長から恐らく今までの説明会の内容についてお話を聞かれておりますと思いますけども、どのように感じられておられるかをお伺いいたします。2番目の市長に対しての質問は、最後に御回答をお願いします。

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 9番、田原輝男議員にお答えをいたします。

地区説明会は今まで2回やっております。まず最初が本年2月でございまして、第2回目を3月に実施をいたしております。その感触でございしますが、郷ノ浦町、勝本町、石田町につきましては、理解をしていただいたと思っております。芦辺町につきましては、統廃合そのもの、中学校の統廃合そのものと、町内1校の中学校にするということについては理解は得られるようになっております。しかし、どの学校の校舎を使用するかということで、まだまとまっておりません。

我々教育委員会といたしましては、4つの大原則と申しますか、4つの目標を持って動いておるところでございします。まず一つが、生徒によりよい教育を行うための環境整備を進めていくということでございます。2つ目は、適正規模で中学校生活を市内の中学生全員ができるだけ早くやっていただきたい、やらせるということが第2原則でございます。3つ目は、統廃合によります中学校間の差ができないように、市内の統廃合を同時スタートさせたいということでございます。4つ目は、それぞれの進め方を考慮いたしまして、住民の一人でも多い御理解をいただいての統廃合にしたいということで動いております。

この後は、3度目になります住民説明会を、6月、今月中に開催をさせていただきます。そして、準備委員会とか専門部会を立ち上げまして、統廃合の具体的な作業に入らせていただきたいと思っております。そして、これは目標でございますが、9月議会で4町の中学校設置条例の一部改正を目指しております。芦辺町につきましては、できるだけ同意をいただくように話し合い等々を進めてまいる計画をいたしております。あくまでも市内全中学校の統廃合同時スタートということを目指しております。その点、以前とは変わってはおりません。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 同時スタート、それはもうそれが一番最高とは私も思っておりますけども、先ほど、場所は今までどおりの田河という方向性で考えられているんですか。そのことをちょっと。

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 教育委員会原案といたしましては、御存知のように現田河中学校校舎を利用いたしまして新しい中学校活動を進めていきたいと思っております。しかし、芦辺町内でこのことが一番大きな論点になっておる次第でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 今教育長ははっきりと、計画どおりに田河中学校ということを明言

されました。私個人に最近になって耳に入ってまいりますのは、どうか中学校の場所の変更もありゃせんのかなというような話も二、三聞きました。そうした中で、今本当に教育長が明言された、田河ということで進めていくということでしたので、私あえて言うことはございませんけども、これからは市長にお伺いをいたします。

それでは市長に、確かに市長の立場から、本当に厳しい私が質問をするかと思っておりますけども、教育委員会が、最終的に教育長が方針どおりにまとめられて、市の最高責任者、トップに教育長の判断が報告されるわけですが、今まで何回か説明会がなされて、市長のお膝元でございます箱崎、なかなか市長も厳しい判断を迫られるかと思っておりますけども、トップになられた以上はトップの判断として答えられれば、地域の方、市民も納得されると思っております。そうした中で、今、市長が中学校規模適正化、この何回かの説明会を恐らく聞かれたと思っております。また、報道で見られたと思っておりますけども、市長の本当のお気持ちを今お聞かせ願いたいのが一つと、この説明会に、トップとして市長みずから足を運ばれたらいかがなものかと私個人的に思いますけども、そのほうが最終的には決着が早いんじゃないかならうかと思っております。そのことについて市長、本当の気持ちをお聞かせください。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議員御存知のように、教育行政の組織と運営に関する法律というのがございまして、教育行政につきましてはその教育委員会にすべてがゆだねられておるわけでございます。財政面については意見を聞かなければならないというふうなことになるわけでございますけども、私の気持ちは、率直な気持ちは老岐市内同時スタートだと、これがもう私の偽らざる気持ちでございます。

今、芦辺町におきましては、地域の方々の意見が必ずしも今回の案に反映されていないというような決起大会もあったようでございます。そういう中で、できるだけ地域の方の意見を聞こうということで協議会も立ち上げられておるようでございます。その結論を尊重していきたいと思っております。私が足を運んでよくないかという御意見でございますけど、私から進んで来らせてくれとは言えませんので、要請があったら行きたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 今市長の答弁の中で、要請があれば市長も参加をしていいという答弁がございました。私といたしましては、本当に老岐市の中学校が統廃合されて、子供たちがいろんな部活動についても、それぞれの子供たちの思った部活動が一日も早くできることを望みます。

それと、先ほどから教育長、市長も答弁にございましたけども、同時スタート、これが最高の
壱岐市の中学校のスタートでございます。私もそれには同感でございます。

最後になりますが、計画どおりにこの中学校統廃合につきまして延びないことを、絶対に延び
てはいけない、それをお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

〔田原 輝男議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって田原輝男議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分とします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、豊坂敏文議員。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

○議員（10番 豊坂 敏文君） きょうの3番バッターですが、だんだん市長も答弁のほうもな
だらかにやっているといますから、早く私も終わっていきたくと思います。

そういう中で、今訂正の文書をいただいたわけですが、無駄遣いストップ本部というのがある
んですが、この紙はこれだけでも10何円かかっていますから、これは10何円よりも補助金を出
していただきたいということで先に言うときます。

それでは、私の通告に従いまして御質問をいたします。

まず、自治会公民館等ですが、集会所整備事業の補助についてお伺いをいたします。

平成16年3月1日、市となりまして、補助金交付要綱によって施設の新築及び増築、改築と
いう事業について、市が認定した額の範囲内で補助がっております。その折には、合併時、県
の21世紀まちづくり推進総合補助金交付要綱に基づいて、補助対象経費の75%以内として
1,000万円を限度として補助がっております。この県の補助事業に乗らない分は市の単
独分でございますが、これについては補助対象経費の50%として、新築については500万円、
増改築については200万円を限度として交付されております。

その後、平成17年4月20日に要綱改正がなされております。県の補助要綱の廃止に伴って、
市の単独で、新築については補助対象経費50%以内として800万円を限度とされております。
増改築については補助対象経費の40%以内として200万円を限度とした改正をしてあります。
これは平成17年の5月1日から施行し、実施されております。

その後、平成19年度の公民館長会議が各地区であっております。その会議の中に、19年度を最終年度とした資料が、記事があります。自治会（公民館）集会所整備事業、最終年度として括弧してあります。それだけタイトルは大きいですが、その後の説明は約9行ありますが、小さい字で補助内容が書いてあります。この補助率が記載してありますが、つまり20年度からは廃止をしていこうということが打ち出されております。

要綱ですから、市のほうでつくって要綱を廃止できるわけですが、このことについて、平成20年9月11日とそれから平成21年の3月12日に同僚議員から2回の一般質問がなされております。その中で、市長、補助金というのは基本的に、私の考え方を申し上げておきます。次のような基準をもって考慮して、制度あるいは事業をやっていくものと考えておりますが、まず公益性というのが、これは補助金検討委員会の中でもこういう基準がなされておりましたから、これを私は活用していきたいと思いますが、まず公益性というのがあります。不特定多数の市民の利益につながることを目的とする。それから、2番目は必要性ですが、市民にとって必要性が濃厚なもの。3番目に妥当性というのがあります。公益性かつ必要性があっても、交付形態や内容が妥当なものである。4番目には、補助金でいつでも言われるのが効果です。効果は、交付に対する効果が非常に高い場合は充実強化して交付すべきというのがありますが、こういう基準をもって今まで、現在も執行してあるということはわかるわけですが、以上のことを踏まえまして、まず第1点に、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金制度はいつ廃止されたのか。公文書はいつ来たのか。まだ今21世紀ですが、21世紀途中でこの補助金が、制度がなくなるというのもまだ早い、まだ前半ですから。そういう中で経過は、今は途中で前半であるのになぜ廃止をされ、それを了承したのか、要望はされなかったのか、これぐらいは要望していいはずですが。

2点目には、既に現在増改築の要望もあって、各公民館で上がっておりますし、要望も来ております。特に今後は、25年から30年については超高齢化社会に進展してまいります。このような中で、充実した福祉施設も十分とは言えぬ状況下になってまいります。それで、今公民館等のバリアフリー化等、もちろん施設の高齢化が今後多く、今現在242の公民館があります。そういう中で、1割はまだ公民館がありませんね。242の中で約30ぐらいはまだないところがあります。そういう中で、約210の今公民館もあるわけですが、バリアフリー化等はもちろんですが、老朽化が進んでまいります。あるいは屋根の補修もいろいろまたまいります。本補助制度の必要が、制度を図るべきだということを顕示しております。その点についても市長のお考えと。

それから3番目に、今言いました公益性あるいは必要性、妥当性の面、効果とか総合的に判断して、私は補助すべきであると思います。3番目にこの件についても質問をしているわけですが、本制度の設立をすべきという形の中で質問をしております。市長の答弁を、明るい答弁をよろし

くお願いをいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 10番、豊坂議員の御質問にお答えいたします。

自治会公民館でございますけど、集会所整備事業の補助についてのお尋ねでございます。長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金の地域づくり推進事業でございますけれども、これは平成14年度長崎県の行財政改革の一環として、「地域住民の生活に密接な事業については補助対象外とする」と、平成14年にされたところでございます。ただし経過措置といたしまして、平成16年度まで継続し、平成17年度から廃止となっております。それを受けて、先ほど議員申されましたように、市も廃止ということに至ったと思います。なぜだったかというのは、長崎県のことでございますので私は承知しないところでございます。

そして、長崎県への要望、継続の要望はということでございます。合併が、御存知のように16年に合併をいたしておりますから、恐らく廃止と、ちょうどそのときでございます。そのようなどころまで行っていなかったのではなかろうかと推測をされます。ですから、要望はしていないということでございます。

それから、市の条例の交付要綱を廃止するという事は、今議員御指摘のように、平成19年度の公民館長会で説明をなされております。その中で、それはきっと先ほど申されました補助金の検討委員会あるいは政策評価等々で私は廃止をされたものと思っておるわけでございます。その平成19年度に一度も御質問もなかったのなど、こう思っておるわけですがけれども、平成20年に私が市長になりましたから、先ほど御指摘のように、9月とことし3月に復活の要求の一般質問がございました。私は、平成19年度にこういう補助金検討委員会で廃止をするという決定をなされるということは、かなりやはりそれだけの検討をなされた結果だと思っておるわけです。そこで、前回の2回目の質問に私は、その復活をするという気持ちはないと申し上げました。と申しますのも、19年度に廃止をして20年度にすぐ復活かと、白川はそんなに甘いのかというそしりも私は免れんと思っておったわけでございます。

しかしながら、公民館のいろんな会議にまいります。そしていろんな要望がございます。そういう中で、私は地域の切実な状況というものを身をもって感じたところでございます。したがって、市内には242の公民館がございます。自治会がございます。すべてが公民館を持っておるというわけではございませんけれども、自治会がございます。これにことごとく、以前のように対応していくというのは厳しいと思っておりますが、高齢化社会を迎えまして、やはり手すりであるとか、和式のトイレにはなかなかお年寄り厳しいと、これを洋式にするとか、そういったバリアフリーを目指した設備につきましては、金額の上限等も設けて、こういうのは制度の見

直してございますから、新年度に向けて検討させていただきたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 今市長は、補助金検討委員会でそれが提言があったという、答申があったというお話がありますが、きのうもおとといも2日間、補助金検討委員会の報告をゆっくり一字一字見ました。その中にはありません。これははっきり言います。また、19年に質問がなかったかというのは、公民館長会があったわけですが、要綱ですから、条例廃止であれば議会でわかるわけですが、それじゃあ予算は何でなかったと気づかなかったとかということがあるわけですが、予算のときにそこまで把握をしておりませんでしたので、この事業がなくなったというのは20年になってから、あるいは19年の公民館長会議があった最終年度ですから、20年になって予算がもうないという話が出てきたもんですから、議員の中ではこういう質問がなされております。

そういう中で、今市長が言われましたように、現在も要望は既に上がっております。そういう中で、新年度と言わず、せめて9月補正でも何らかの対応はできないかと思うわけですが、そこはもう新年度という感じも出ておりますが、もう一つ前向きな感じの中で市長のお考えを、できれば私は、今年度中にでも補正でも何か対応を願いたい。幾つかの公民館は既にそういう計画をしております。そういう中での質問も踏まえ、すべて公共性があるわけですから、この制度が廃止になったことは、今言いますように、条例であればすぐ議会もそれはできないということを使うわけですが、要綱は執行部でできるわけですから、要綱が見えなかったということもあります。そういう中で、ぜひ今年の中で対応を願いたいということをお願いをしておきます。もう市長、いろいろまた答弁で苦しいでしょうから、私のほうからこれは、今年度のうちにすべきということを指摘をしておきます。

それでは、続きまして2枚目に入っておりますが、自治会公民館の統合計画と進捗状況ですが、これも二、三年前から、合併時のときから242の公民館がある。これについては統合をすべき、一番小さいところは5戸ぐらいで1公民館があります。そういう中で、だんだんもう高齢化も進み、あるいは空き家がふえておりますし、戸数は順次もう減少はしております。そういう中で、この統合計画を以前から出ておりましたし、現在の統合計画についてどういう進捗状況にあるのか、全然してないという答弁が来るかもしれませんが、そういう答弁が来ればまた再質問していきたいと思いますが、前向きな答弁を、どういう今の現在の状況、それについて市長と教育長の答弁をお願いをいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 豊坂議員の2番目の御質問にお答えをいたします。

公民館の統合計画ということでございますが、人口の減少と高齢化が一段と進展する中で、行政の単位組織でもある自治公民館の統合問題につきましては、市といたしましても緊急の課題として取り組んでいかなければならないと思っております。現在242の自治公民館がございますけれども、最小で5戸、最大で206戸と、規模に大きな開きがございます。また、人口の50%が65歳以上の高齢者となり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難な、いわゆる限界集落といわれる自治公民館が6公民館ございます。これは、今後増加をしていくものと推測されるわけでございます。

しかし、長い歴史の中で形成された組織でございまして、行政主導で統合を進めていくことは非常に難しい面もございます。地域の自発的な統合を期待するものでございます。市といたしましては、統合計画なるものは策定しておりませんが、自治公民館の標準規模として、100戸程度がよろしいんじゃないかと考えているところでございます。統合計画のある自治会公民館につきましては、支援策等を考えてまいりますけれども、現段階で積極的に地域に入って統合を進めるという段階には至っておりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 10番、豊坂敏文議員にお答えをいたします。

ただいま市長が答弁いたしましたように、行政主導の統合ということに非常に大きな問題があるかと思えます。もう議員御存知のように、各地区にはそれぞれの生活、歴史がございます。それを行政的に指導していく、いろいろの困難さが想像をされます。教育委員会、ただいま中学校統廃合でいろいろと勉強をさせてもらっております。正直に申し上げます。教育委員会として能動的にこの公民館の統合について、今のところ動く余裕がないというのが現状でございます。お許しをいただきたいと思えます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） これは行政でいろいろソフトをやれと、そういう推進事業をやれというのは酷でもあるわけですが、ただ教育長、公民館というのは社会教育法に基づいてつくられたものですね。自治会は別です。公民館というのは社会教育法に基づいてやるものですから、その中では社会教育の立場でソフト的に指導体制、だれかが指導しないと、それじゃあ地域だけ、自分たちで自活でやれというよりも、今市長が言われましたように、統合すれば何らかの、

それについてはこういう推進策を持っていますよとか、そういう施策が必要だと思います。ソフトは教育委員会、社会教育課、やるべきですよ。そういうところからの発想の転換を、教育長、もう1回どうぞ。

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 言葉が足らなかったことを反省いたしております。

社会教育課主導のそれぞれの活動というものは、着実にやっております。例えば体育祭、運動会での各チーム編成ができないときの複数公民館からの選出ということを具体的に話をしたことがございますけれども、スムーズにいけない状況がございます。ですけれども、この点につきまして、足元のほうから教育委員会といたしましては地道な活動をさせていただきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 現在も着実な執行をしているということですが、まだ着実な執行になってないと。ですから、こういうソフト面についてもいろいろ陣容もあると思いますが、こういうところもいろいろ推進の中で、公民館形成のためには早くこういう体制づくり、指導体制をつくっていただいて推進をしていただきたいというふうに考えております。

それで一応2点目、あと30分ありますが、ゆっくりやっていっても残り時間をとりませんが、それでは3番目に行きます。

市立の、現在市が建設をいたしました集会所、それから老人の憩の家、研修所等の維持について、管理は一部委託、地元のほうにされております。この施設の維持について御質問をいたします。

市内には、僻地保健福祉館が5カ所、住民集会所が1カ所、地区生活館が8カ所、老人の憩の家が25カ所、計39カ所あります。この中で、先ほども言いましたが、管理は地元のほうに委託をしてあります。そういう中で、施設の維持について補修箇所が現在でも見受けられます。特に昭和代に建設されたものについては改修がなされないままにあります。合併してからも何回ともなく要望もなされておりますが、改修がされてない、対応が鈍い。特にトイレ、現在市のほうは水洗化とかいろいろ推進はしておりますが、水洗の加入も少ないということもあります。そういう中で、公共施設からまず水洗化なりそういう体制づくり、あるいは炊事場等の件、それから小さいことを言えば、換気扇ももう落ちたままになってます。特にひどいのは、やはり畳等はもうすれて、色もあせて、ズボン着ていけばそれにつくぐらい、そういう改修が、補修が必要な箇所が多いです。

地域の人々の教養の向上とかレクリエーションのための場として、心身健康増進及び地域社会との交流を図るために設置ある施設が、ああいう状態ではできない。市がつくった施設であれば、市が責任を持って補修はすべきという感じをしております。年に数回は今担当課で現地踏査されていると思いますが、今の現地踏査の状況について、今補修がどういうところが必要であるか、そういう施設の現地踏査内容について、現地踏査が現在なされているのかどうか。もうすべて委託、もう任せてあるのか。そういう点について御質問をしておきたいと思います。後、答弁について具体的に話を進めていきます。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 豊坂議員の3番目の質問、市立の集会所、憩の家、研修所の維持についてということでございます。

社会福祉施設の老人の憩の家等の管理につきましては、建設当時地元の代表者、あるいは運営委員会と結ばれた管理委託契約等に基づいて実施をいたしておるところでございます。施設の補修などについては、要望書が上がってきたものを管理委託契約等に照らし合わせながら吟味し、年次的に対応しております。現地踏査につきましては、残念ながらしているという答えは出ないようでございます。基本的には、小規模な維持補修については地元で対応してもらうことになっておりますけれども、運営委員会委託には原材料を出すということの条文のあるものもございます。大がかりな修理については、市と協議の上実施することにしております。先ほど申されましたように、39施設がございまして、それぞれ設備等の老朽化あるいはバリアフリーの改善点等々あることは十分認識をいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 今、正直な話で現地踏査されてないということを言われましたので、余りそこには深くは入らないようにしたいと思いますが、まず市の施設であれば、各担当は現地踏査すべきです。で、現況がどうか。要望があつてから。じゃあ要望がないとしないのかということになります。もう既に老朽化してる、いろいろ雨戸等も落ちている分もありますし、これは、清掃関係についてはもう委託関係ですからいいとですが、施設の老朽化でいろいろもう補修関係が来てます。そういうところについては、原材料を出すだけじゃできないわけですね。ですからこの改修については、やはり担当課は各現場を見る必要があります。これについては、施設の改修状況は早くやるべきです。1年遅れれば、これはもう2年、3年、すぐ腐食してまいります。特に鉄筋が多いですから。そういう中で、この管理・改修関係については、施設の補修関係については、やはり万全を期すべきということを指摘をしておきます。今後こういう施設が、

住民、今度は、あと平成23年にはデジタルにも変わっていきますし、備品類等にもまたいろいろ申請が出てくると思います。そういう中での対応の考え方も出てくると思いますから、現地踏査をしていただくように、いただくじゃなか、現地踏査をするように要望して、27分ですが私の一般質問を、今回の分を終わります。ありがとうございました。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって豊坂敏文議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を12時45分とします。

午前11時38分休憩

.....

午後0時45分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、音嶋正吾議員。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 音嶋 正吾君） 今回は、身軽なこの貫頭服を着用しての一般質問で、何となく私自身も古代人になったような気持ちで格別な思いであります。そこで、先人たちが継承してくれたこのすばらしい壱岐の島のさらなる発展を願い、真摯な気持ちで一般質問に臨みたいと思います。どうか市民に癒しの気持ちを与えるよう、市長の腹の据わった答弁を期待するものであります。ところで市長、今ずっと見ておりましたら、皆さん貫頭衣がフィットしておりますが、特に市長は似合いますね。

さて、我々市議会議員の任期も余すところ2カ月余りとなってまいりました。4年間の任期が1年であったような気がいたすわけであります。まさに早きこと風のごとであります。私も初登庁をして以来、前長田市長に対し11回の一般質問をいたし、現白川市長に対して今回で4回目の質問になろうかと存じております。非常に感慨深いものがございます。壱岐市も合併をし5年が経過をいたしました。この5年間を振り返り、通告の4項目に関し、検証と今後の改善すべき課題についてお尋ねをいたします。

まず最初に、住民満足度に関してお尋ねをいたします。

市民の皆さんの津々浦々の会合でまず耳にしますのが、合併をして住民サービスの低下を招いているという声を聞くのであります。元来合併した場合のメリットとして、住民の利便性の向上をもたらすことができる、行政サービスの高度多様化を図れる、またグレードの高いサービスの提供、すなわち大規模プロジェクト等が可能になる、インフラ整備が促進をされるというような

メリットが考えられるかと思います。また反面、デメリットとして、出張所には権限がないため、地域の問題などが本所でなければ取り扱いができないと、また首長である市長と直接対話の機会が大幅に減少し、地域住民の声が行政中枢部に届きにくい、合併以前に比べ公共料金の格差が生じる、こうした地域的にアンバランスな事態が生じる等が危惧されております。メリットよりデメリットのほうが大きく作用しているために、このような事案が生じるものと考えられます。市長はこの件に関してどうお考えなのか、率直なる見解をお聞かせください。

次に（２）といたしまして、市民協働のまちづくりに関してお尋ねをいたします。

私は、財政基盤が弱く自主財源に乏しい本市においては、最も取り組むべき重要な課題であると考えております。市民が行政にもっと参加しやすい環境整備を整え、そして市民と行政、行政とNPOなどが一緒になり、総力を結集し、まちづくりに取り組むことが不可欠と考えております。議員も職員も一市民としてまちづくりの現場に積極的に足を運び、一緒に汗を流すことが必要ではないでしょうか。財政危機の中では、多様化する住民ニーズにこたえていくことが現実問題非常に困難な状態になっていると思われまます。市民と一緒にやってやることで、コストの削減を図り、住民サービス維持にこたえ得ることができると、そうした発想の転換を図るべきと考えます。

元来、地方自治というのは住民自治にほかならないと考えております。あれもこれもから、前にも申し上げましたが、あれかこれへの行政サービスそのものの選択を、行政も市民もしっかり認識をしなければならない、そうした時代を迎えていると考えております。そうした観点から、あらゆる仕組み、情報をわかりやすく親身に伝えることが最も重要な課題であると考えております。

また、今日の地方分権社会において、権限や財源を移譲するのみでなく、自分たちのまちは自分たちで治めるという住民自治確立にあつて、国・県が地方の考えを尊重し、実施可能な体制整備が急務であり、上部団体に強く働きかけるべきと考えております。一般によく言われます、市職員が変われば市民も変わるとしたもんであります。現在は、何より市民と行政との距離感がいささか遠いように感じられます。

そこで、今日までの市民協働の推進の状況と、今後の取り組み及び推進の必要性に関して市長はどのような見解をお持ちかお聞かせをください。

次に（３）といたしまして、情報公開についてお尋ねをいたします。

（１）と（２）で述べましたように、市民との信頼関係の構築、市民との協働の取り組みにおいて、市民が見える市政の実現、すなわちガラス張りの行政であることが不可欠であります。そのためには、何より率先的に情報公開を行うことが重要であると考えます。現在の文書の開示・非開示は、実情公務員の恣意的判断にゆだねられております。情報公開は市民の政治参加のため

の前提であります。また、行政事務が透明に執行されているかどうか、また役人に緊張感を持たせられる利点や汚職の防止に役立つと考えます。しかるに、情報公開条例の弾力的運用が不可欠であると考えます。市長が政治姿勢の一環としていつもお述べになる公平・公正・公開の理念からも、その必要性については十分認識されていると考えます。そこで、壱岐市のホームページ等により情報公開を積極的にしていただきたい。このことを要望をいたします。

ところが、さきの一般廃棄物建設工事にかかわる調査報告書の非公開の件、汚泥再処理センターの地元関係者に対する施設説明の件等、いささか不十分であると思われました。

特に、議会が果たすべき役割として、行政に対する監視機能が含まれております。議会の政策提案や監視機能を発揮する上からも、情報公開は重要であり、議会が単に執行機関の政策等を追認しているだけの存在であるとするならば、議員の数が多、報酬が高いなどの批判を招き、ひいては議会不要論が噴出する原因ともなりかねません。議会も切磋琢磨し、議会改革に努めるのは当然の責務ではございますが、行政当局の率先した積極的な情報公開が、市政を革新させるため重要な要素であることを認識をいただきたいと。そこで、情報公開の必要性と指摘事項に関して市長の見解を求めます。

次に、通告の（４）、市職員給与と民間給与格差の是正をすべく、総人件費削減に関してお尋ねをいたします。

白川市長が御就任になり、私は今回で同問題に対して３回目の質問になろうかと存じております。市長御自身も就任時の施政方針、行政報告等で３回見解を述べられました。今回の行政報告でも触れられておりますが、総人件費の１割以上の圧縮については、昨年１０月より市職員の給与を５％、管理職手当を３０％削減して、これが現実のため積極的に第１歩を踏み出しており、１割以上削減に達するまで早期に進めるとして、今回削減提案を先送りされました。夏のボーナスが人事院勧告、長崎県人事委員会においても一般職で０．２カ月、特別職で１．５カ月削減計画が決定をいたしました。また、８月に人事院勧告が行われ、年間給与が正式に答申をされるので、その推移を見きわめ、今回は追加削減を見送ったと表明をされました。しかし、総人件費の１割以上圧縮に達するまで、今年度中には具体的な独自の措置案を提案する旨の見解を示されました。ぜひとも職員組合と粘り強く交渉に挑み、「壱岐市の職員もよくぞ変わった」と、市民から尊敬される日が１日も早く到来することを願っております。

削減をすることを望む者はだれもいないでしょう。市民が困窮にあえいでいるときは、国民の税により市政が機能している実態を直視し、力ある者が弱き立場の人を助ける慈愛の精神が芽生えてほしいものと、こいねがっております。

昨年第３回定例市議会でも市長は、法的に認められている公務員の給与を検討するのは人事委員会であり公平委員会、人事委員会を本市でつくるのは至難のわざであり、県の人事委員会の方針

に倣わねばならないと見解を示されました。私もそうした見解を受け、同議会において、壱岐市で労働組合の組織を持つておる壱岐市農協の43歳の職員の給与は月額約24万円、壱岐市職員の43歳の給与は月額39万8,000円、年間支給額において2倍の格差があるということを明らかにいたしました。壱岐市においてはこれほどの給与格差があるということです。民間給与との格差はそれ以上、恐らくあるでしょう。雇用環境が悪化し、国民の三大義務である納税義務を死に物狂いで履行する市民がいることを考えたとき、改めて慈愛の精神が行動に移されることを切に望むものであります。税金により公務員給与が支払われている現実を考えると、是正の措置を早急に行ってしかるべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

(1) から (4) にわたって第1回目の質問を行いました。市長の明快な答弁を求めます。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 1番議員、音嶋正吾議員の御質問にお答えをいたします。

その前に、私のコスチュームをお褒めをいただきましてありがとうございます。私は1日からこれを着ておりまして、土日も壱岐サイクルフェスタに出ましたから、きょうで9日間洗っておりませんので一番汚れておるとは思いますけど、9日間着せていただいております。この貫頭衣をもって全国に情報発信して、壱岐をぜひPRしたいと思っております。議員皆様の御協力に感謝をいたしております。

さて、合併して5年を顧みて、住民サービスの向上ができていくのかという御質問でございます。

これにつきまして、合併して5年が経過いたしました。私が市長に就任いたしましたはや1年が経過いたしました。これまでも、私も市民サービスの向上に努めてまいりましたけれども、一方では市民皆様に御理解をいただかなければならなかったこと、つまり痛みをお願いしなければならなかったこともございます。そういう中で、少しサービスの向上につながったことに対しまして、少し具体的に申し上げてみたいと思います。

まず、市民・住民窓口サービスにおいては、住民移動、印鑑証明、戸籍等の取得、また福祉等各種申請の手續が、旧町の枠を超え、各庁舎窓口において対応できるようになったということがまず1点でございます。それから、選挙においては期日前投票、平成19年4月執行の長崎県会議員一般選挙から、各庁舎のどこでも投票ができるようになりました。また、市内どこの保育所でも入所いただけるようになったこと。さらに、本年4月1日から75歳以上のバス利用者につきまして100円の負担をお願いいたしましたけれども、これにつきましても、合併したからこそのできたものであると、取り組みだと思っております。

長崎県の権限移譲におきましては、市民皆様の利便性の向上を図るため、これまで長崎県で対

応しておりました事業を本市で行うことにいたしております。その一つとして、県内に先駆けて旅券、いわゆるパスポートの事務を本市で行うこととしたところでございます。

さきの議会において御承認いただきましたけれども、福祉医療の3歳児未満の医療費無料化につきましても、厳しい財政状況ではございますけれども、福祉の充実についても実現をしておるところでございます。

また、補助金等につきましては、補助金検討委員会の提言を受けましてその内容を精査し、各市民皆様、各団体の御理解をいただきながら削減等行っているところでございますが、ある町では制度としていなかった補助金を、市全体で対象とした補助金等もあるわけでございます。

そういったことで、小さく言いますとそれぞれに住民サービスの向上を図れたこともございます。先ほど申し上げましたように、痛みをお願いする施策等もございます。ただ、今具体的には申し上げましたけれども、私はやはり合併して住民サービスが本当につながっているのは、スケールメリットを生かしているということじゃなかろうかと思えます。まず財政につきましても、4町が合併をしてそのスケールメリットを生かした財政基盤が強くなっておること。それから今からは、今までもそうですが、今からもぜひこれだと思えるのは、意志決定が早いということでございます。従来町村組合では4町長の決定、あるいは議会の決定がなければ壱岐の方針を決めることができませんでした。今は一人の首長と一つの議会でございます。意志決定のスピーディー、これを今からもぜひ生かしていただいて、そして住民サービスの向上に努めると、このことが私の最大のメリットじゃなかろうかと思っているところでございます。

それから、先ほど市長と住民の距離が広がっているんじゃないかという御指摘でございます。体が一つでございますので、ことごとく要請があった集会には行ききっておりませんが、極力、自治会等の要請があった会議には出かけていって皆さんのお話を聞きたいと心がけておるところでございます。

2点目の、市民協働の市政推進を宣言しているが、どのような取り組みをしておるのかということでございますが、今後のことを先に申し上げます。

地方分権統一法が施行されまして、これまで国が行ってきたさまざまな事務や権限が、地方分権化へ向けた活発な動きの中で地方へ移譲されております。そのような中、地方自治体においては、みずからの決定と責任でまちづくりを進めることがこれまで以上に強く求められております。そのためには、地方自治の主旨である「自分たちのまちは自分たちの手でつくる」という理念のもとに、だれもが住みたい、暮らしたいと思えるようなまちづくりに向けて、市民と行政とがよりよいパートナーとして、お互いの知恵と力を出し合いながら、市民協働で進めていくことが一層重要になってきております。

市民協働とは、市民の皆様と行政とが、相互の信頼関係のもとに、お互いの得意分野に沿った

役割分担のもと、補完し、協力してまちづくりを進めることと考えております。また、市民の皆さんと行政とがよりよいパートナーとなってまちづくりを進めるためには、それぞれの立場や役割、責任を明確にする必要があります。そこで、壱岐市の市民全体で共有する市民協働のまちづくり——いわゆる自治でございます——に向けた新しいルールがシステムとして必要となっております。そのルールが自治基本条例といわれるものでございまして、自治の原則や参画、協働の理念を掲げた自治基本条例制定へ向けて取り組んでまいりたいと考えております。これが、今からしていかなければならないこととございます。

現在、具体的にどのような取り組みをしておるかということでございますが、皆さんも御存知のように、昨年の一支国弥生まつり、皆様方にも大変御協力いただきました。そしてこれからも、原の辻遺跡そして一支国博物館等々の運営、そして先ほど申し上げますように、全国へ発信していかなければならない、これはぜひとも市民協働で行かなければならないと、大きくそのことが、原の辻遺跡、一支国博物館を発信していく、この一支国を発信していく大きな力になると考えております。

もう一つ、今回の補正予算にお願いをいたしております生ごみの分別につきまして、NPOの団体との協働の生ごみ分別をいたしたいと思っておるわけでございます。どうぞ議員の皆様方の御理解と、予算についての可決もお願いいたしたいと思っておるわけでございます。やはり環境の問題につきましても、市民の皆様と協働で行かなければならないと強く感じておるところでございます。

次に、3番目の情報開示の件でございます。

情報の開示につきましては、市政、行政への信頼、また市政への御理解、御協力をいただくためにも大変重要なことであると認識をいたしております。また、さまざまな情報を公開・開示することによりまして、市民皆様方から御意見、御提案をいただくことができるものでございまして、そうした意味でも大変重要なこととございます。

これまで、情報の開示につきましては私もできる限りオープンにしてまいりました。さまざまな案件、そして市政の運営について、市民皆様へ少しでも御理解をいただくために、平成20年7月の定例の記者会見を開催し、またあらゆる機会を通じて市民皆様との対話を行ってまいりました。また、各種会議におきましてもできるだけ公開とし、情報の提供等を行っております。そして、住民公開制度によりまして、公開請求があったものにつきましては個人情報に十分注意しながら対応を図っているところでございます。

今後も、私は個人情報には十分注意をしながら、できる限りオープンにして、その説明責任を果たすためにもあらゆる機会を利用し、市民の皆様との対話を重ね、広報紙、ホームページ、メディア等を活用しながら積極的な情報開示に努めてまいります。今後も御意見を賜りますようお願い

願い申し上げるものでございます。

参考といたしまして情報公開請求件数を申し上げますと、平成19年度に2件、平成20年度は20件ございました。一つだけ否定をさせていただきたいというものがございます。この公開請求があったものについて恣意的（しいてき）に公開をされたということ、これは、私は基準に従って公開をしております。決して恣意的ではないということをお願いしておきたいと思っております。

それから、もう一つ御指摘がありました昨年的一般廃棄物の問題がございまして。これについては、とらえ方の相違もございまして、公開が不十分であったという御指摘でございまして。この御指摘につきましては謙虚に受けとめさせていただきたいと思っております。

引き続き、情報公開については積極的に取り組んでまいります。御理解をいただきたいと思います。

4点目の、職員給与の問題でございまして。

現在、国家公務員については、国家公務員法第28条第2項の規定によりまして人事院勧告制度が確保されております。また、同様に地方自治体においてもそれぞれ人事委員会を設置し、地方公務員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する基礎事項が社会一般の情勢に適用するように勧告することができます。先ほど議員がおっしゃったように、長崎県の人事委員会に準拠をいたしておるわけでございまして。本年6月付の特別給、いわゆるボーナスの減額も、0.2カ月分の減額が勧告されたわけでございまして。つまり、公務員と民間の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較して、格差が一定の水準となれば引き下げまたは引き上げの勧告をするといった制度となっております。

本市のように人事委員会を設置していない団体においては、国及び県の勧告に準拠する方法をもって、給与等を改定する場合の根拠としております。つまり、国法に準拠せず、独自の決定をするためには、人事委員会を設置して、それらの根拠を示す必要があると考えます。しかしながら、本市のように離島という特殊事情の中では、調査対象となる民間事業所も設定しにくい状況においては、安易な比較において勤務条件等を決定することには消極的でございます。

このようなこともあり、脆弱な財政状況の本市においては、削減の方向でメスを早急にと1番議員が指摘されますように、私は給料カットという手法で直接職員の理解を求め、早急な対応をしているところでございます。

なお、人事院勧告制度については、国家公務員制度改革推進本部において、人事院勧告制度の廃止と公務員の労働協約権付与をセットとした論議がなされております。制度改革の結論が出された法律等の整備ができれば、地方公務員の給与の決定方式も追随して変革を求められると思っております。御指摘の壱岐市職員につきましても、この辺は十分認識をしておると思っておりますし、私の現在進めております人件費圧縮について、職員組合も理解をしてくれるものと確信をしてお

るところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 第1点目のいわゆる市民の行政満足に関しましては、まず何ができて、何のために、なぜ、そうした説明責任をきちっと果たせば、皆さんは何で行政ができないと言うか、そうしたことを十分理解をいただけるものと考えております。市長がお述べになりましたが、「先取」というのを座右の銘としておられます。先取りをすると、非常に大切なことでありますので、住民ニーズを先取りをしていただきたいと、この件に関しては1点目はこれで終わります。

次に、私は何より大事なのは市民協働、いわゆる行政も市民も協同参画してまちづくりをする、そのためには行政も現場にどんどん出ていく、答えは現場にあるわけですので、机上にあるわけではないのです。そのことを強く要望したいと思います。

そして市長に対しては、市民ミーティング等皆さんと話し合う場をもっと持っていただきたいなというふうに考えます。公務御多用の中ではあろうかと思いますが、市長も基本的には見える市政を目指してあると考えますので、その目的に寄与すると考えておりますので、ぜひとも取り組みをしていただきたいと、そのことをお願いいたします。

3番目といたしまして、情報公開でございますが、情報公開というのは民主主義の発展のために必要不可欠な問題であると、そう考えております。不変の原理であるということ念頭に置いて、今後行動計画に移していただきたい、そのことを強く要望いたします。

職員給与に関しましては、特に若年層の給与は官民格差はございません。40歳から50歳代の中老年層の職員の給与が、民間給与との格差が多様に見受けられます。この点にひとつ着眼をされるのも、一つの問題解決の方法ではないかと考えております。地方公務員の給与体系においては、地域民間給与の反映を重視すべきと考えております。先ほど市長は、国家公務員給与に準拠する考えをお述べになりました。その妥当性は確かに認めます。しかし、画一的である必要はないわけであります。いわゆる公務員の給与制度というのは、一律年功序列式であります。私は、地域の実態も加味し、検討されることをお勧めいたします。地方分権時代の流れに沿って、給与体系も自主的独立性を持ったシステムにすべきと考えております。

ちなみに、平成19年4月現在のラスパイレズ指数の報告をいたします。前回もいたしましたが、低い順に言います。国家公務員を100として、上五島が86.2、五島市が89.9、小値賀、松浦が90.3、対馬市が93.6、江迎町が93.7、雲仙市が94.1、鹿町町が94.2、佐々町が94.6、東彼杵町が94.8、本市は96.4と示されております。これは県が公表しております。そして、43.1歳の平均給与月額が39万8,646円であります。そのことを一

応お伝えをいたしておきます。あとは皆さんが判断をされることでありますので、私は言及を差し控えます。今まで申し述べた件で、市長が何かございましたら簡潔にお答えをください。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） それぞれに4つの項目について御指摘、そして御助言をいただきました。私としましては、現在、昨日の議会説明でもいたしましたように大きな問題も抱えております。就任2年目を迎えて、私も公約の実現に向けていろいろ行動を開始をいたしております。その点も含めまして、地元の方々とのミーティングを計画していきたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） それでは、次の質問に移らせていただきます。同僚議員からも質問がございましたし、この後も質問がございますので、私は大所高所的な見地から航路問題に対する市長の見解を伺います。私は格差是正、格差解消を願う観点から市長にお尋ねをいたします。恒久的な立場で、私は市長の指針をお聞きをしたい。

御存知のごとく、壱岐市民にとっては九州郵船のバンカーサーチャージの導入、そして2008年度第2次補正予算関連法における土日祝祭日の高速道路料金の1,000円で乗りたい放題が3月28日よりスタートをいたしました。本市においては、本土との唯一の渡航手段である船賃に国が実効的に、利用者に効果をもたらす、そうした施策が一向にとられない、先ほど言われましたように、船会社にはとられても市民にとれないと、弱者切り捨ての無策に私は怒り心頭いたしております。

元来、離島海上航路の運賃、とりわけ航走料に関しては、道があったら我々は行けるわけですね、本土に。その補助をしないわけです。無策と言わざるを得ないじゃないですか。私はそのように考えております。遠い離島に橋やトンネルの建設は巨額の費用を要します。つくれっこないんです。ですね。つくるんならつくってくださいよ。そう言いたい。

そしてまた、離島は国益上領有権、領海権を主張する上でも重要な役割を今日まで担っております。こうした考えに立ったとき、我々は母胎にいるとき、そして産まれたときまではどこにいても法のもとで平等であるわけですね。居住、移動の自由などの面でも、非常に離島民の権利は著しく侵されておると考えます。

壱岐市観光協会の総会において、国に対し「土日祝祭日の運賃を1,000円にせろ」という島民署名活動が実施されるやに賜っております。ぜひともやってもらいたいし、当局としては、この問題に関していかなる考えを持って国に要望・要求を求めるのか、市長の基本的な考えをお

聞かせください。先ほど答弁でお述べになりました以下の部分をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 航路問題についてお答えをいたします。

先ほどの航路の問題につきましては、土日祭日の1,000円の問題について、佐渡の高野宏一郎市長が5月30日からの1,000円というのを出されました。私は、これは本当に短期的でございますが、大きな一石を投じていただいたものと思っております。この7月26日までの期限で、私は7月27日から佐渡市長はお困りになるだろうなと思っております。今音嶋議員がおっしゃるように、これは短期的であっては何にもならんわけですよ。1,000円の方がまた3万5,000円になってご覧なさい。今まで以上に割高感を味わうんです。ですから、私はその反動が怖いと思っております。

おっしゃるように、これは今までも私ずっと言ってまいりましたけども、航路は道路だということ、そして政府も離島を見捨てないと言っております。しかしながらその言葉と裏腹に、おっしゃるように財政措置がなされないわけです。そこで、いわゆる経済水域、そして領海もあるわけです。そういった離島に対しまして、今の政府の対策は非常に不十分だと思っております。したがって、先ほど申し上げますように、全国離島振興協議会、そういう組織でもって国に要求をしておるわけです。もちろん私も地元選出国會議員等々にも陳情いたしております。そして、さらにもう一言申し上げますならば、先ほどから申しますように、船のいわゆる運行会社に補助をするということではなくて、運賃を下げる、下げるという実効性のある補助なり政策なりを強く要求していく決意でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 市長の熱意が私に伝わってまいりました。じんといたしました。

僕は本当にそう思うんですね。離島民であるがゆえに、日本国憲法で保障される文化的最低限度の生活、法のもとの平等というのを建前にほえまくってください。国會議員の先生たちにぺこぺこ頭を下げる必要はないんです。日本国民ですから。平等の権利を主張していただきたい。恒久的に保障しろというぐらいに強い口調で臨んでほしい。我々もこの貫頭服を着て霞ヶ関に乗り込みますから。多分皆さん来るでしょう。それぐらいの気概を持って臨んでほしいと考えております。

石油及び島外からの輸入商品の物価高、おまけには島民は低所得、高物価という二重の苦しみを味わっております。それもこれもとて言いましたら、何に原因があると思いませんか。車で通行可能であればそうした不自由もしなくていい、あそこに旅行に行きたいと言えば家族で車でさっ

と行ける、しかしそこに航走料が支障になっておる、そう考えるのであります。ぜひとも市長、頑張りましょう。議会と行政が一体になって、市民の恒久的な幸せのために頑張ろうではありませんか。どうですか。

長くなりましたが、最後のこの一般質問を通じて最も強調したかったのは、市民と行政との盤石ないわゆる協働精神の醸成が今一番必要であるということが第1点、また、市民一人一人が政治に積極的に関心を持っていただくためには、開かれた見える情報公開を積極的に行い、ガラス張りの市政を目指すこと、そのことに尽きると考えております。我々も市民の審判を受け、間もなく選挙に突入します。ぜひとも再選を果たし、市長と活発な政策論争をいたしたいと考えております。皆さんもそうお思いでございます。

そこで市長、勝海舟の残した言葉にこんな言葉がございます。「事の成るは、艱難の時に在り、人の敗るるは、多く得意の時に在り」、これを要約しますと、人間が耐え難き多くの苦労を積み重ねてきた、そういう中で、実は成功の種がまかれているときである、逆に人が敗れるというのは、得意、絶頂になった中でその種がまかれている状態を言います。成功の種は苦労をしているときこそまかれる、非常に勇気を与えてくれる言葉ではないでしょうか。志に向かって幾多の困難を乗り越え、目的地に一步一步たどり着こうとする市長のひたむきな姿を市民は期待をいたしております。絶えず応援をするでありましょう。私はその精神に期待をし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時45分とします。

午後1時33分休憩

.....

午後1時45分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、22番、近藤団一議員。

〔近藤 団一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（22番 近藤 団一君） 市長に4点質問いたします。

まず1点は、中学校の統廃合関連についてであります。

先ほども9番議員の質問に、教育長が4点の項目、それと芦辺町の1カ所の理解は市民から得られているという答弁をされました。しかし、なかなか3月、4月、2回ほどの地元説明でこう

という問題を進めているのが、どうも私にとっては不安でならない。それと、市長は先ほどの答弁でも、「私は教育長に一切お任せをしておりますので口出しをしてない」と言われましたけども、確かに教育全般、学校、社会教育、生涯教育、その辺はいいとしても、場所等の重要な問題については、やはり市長もかみ込んでいくべきという気はいたします。

その上で、いろいろと物議をかもしている状況の中で、私はあえて一つの提案をしたい。それは、この際芦辺庁舎を芦辺中学校に明け渡すと、そういう提案でございます。特に奇抜なアイデアでも何でもございませぬ。世間を見渡すと、いろいろと、一つのフロアにちょっとした間仕切りで、完全な間仕切りでない小学校、中学校は全国至るところにあります。教室の作成等に何ら支障は起こらないという気がいたします。

じゃあ芦辺庁舎の人間はどこに行くかと、まあ離島センターとか箱崎中学校なり田河中学校なりに行けばいいと。現在の芦辺庁舎の窓口を見ても、1日に500人も1,000人も来ている状況にはないと。せいぜい200、その程度じゃないかなという気がいたします。それと、対応している職員が奥のほうから出てきて対応するような状況はまず見受けられない。窓口の5人か10人か、そういう人間が対応しているわけですから、結果的に事務所には5人、10人置けばいいわけで、あとはどこに事務所があってもいいわけです。それと離島センターといい、もし動けば、特に箱崎、田河の人も山の上まで登らないでいいわけですから、割と便利になるのじゃないかなという気がいたしますし、農協の事務所もすぐそばのまなびの館にできたわけですから、そのあたりも含めて、特に都合がいいなという気がいたします。

またここで、私はイントラネットの話を出しますけども、職員の1年分の給与、100人から150人分を使って実施をしましたね。4億円。私はいつも言ってますけども、例えば健康保険課にケアマネさん、例えば郷ノ浦の窓口に行って、例えば「白川さんというケアマネさんお願いします」、「あ、芦辺です」、そうじゃなくて、やはりディスプレイなりを見て、「今ディスプレイに白川さんを出しますから、直接お話をしてください」、そういうシステムをなぜ入れられないかなど、その辺を言っているわけですよ。ディスプレイは要らないんですよ。その今皆さんが使っているのにシステム組み込めばいいわけですから。あとはウェブカメラが1万円か2万円であるやないですか。その辺を前から言ってるけど、やっぱりなかなか実現をしない。

今、当のイントラネットを入れた政策企画課長の山川さんや教育長によく聞いてみてください。何回も言ったでしょう。お宅たち2人は何と言いました。「市民の利便性を高めるためにこれは必要なんです」。どういうふうに市民の利便性が高まったか、全くわからないですよ。無駄なものが多いやないですか。もう何回も言いよるですよ。議会事務局のやつもいすもないと。使える状況じゃないじゃないですか。市長、無駄遣いストップ本部というのは、そういうところにもやっぱり目を向けないといけませんよ。

だから、市長は先ほども音嶋議員の質問に、スピードアップをもって、決断力をもって取り組むと言われましたよ。じゃあ学校の統廃合はもう決まったのですか。まだ芦辺決まってないやないですかとなるわけですよ。そのあたりで、この件について御答弁をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 22番、近藤議員の御質問にお答えします。

まずは中学校の統廃合の問題で、芦辺町の中学校の統合の進捗状況が芳しくないということでございます。今、芦辺庁舎にどうかということで、貴重な御提案をいただきました。中学校統廃合の進捗状況について、大変御配慮いただいておりますことを感謝申し上げます。

ところで、芦辺庁舎の面積をお伝えいたします。1階の面積が1,014平米、2階が1,138平米、合わせて2,153平米でございます。なお、主として書庫に使っております地下室は入れておりません。この面積は現在の箱崎中学校の保有面積2,416平米とほぼ同じでございますが、渡良小学校等々と同じ面積でございます。統廃合のスタートと考えております平成23年度の芦辺町内の生徒数は249名ございまして、1年が3学級、2年が3学級、3年が2学級、そして特別支援学級が1学級の、計9学級となる見込みでございます。もちろん職員室、保健室等々が必要になるわけでございますけれども、この学級数をもとに考えますと、普通教室、特別教室の確保等からも、芦辺庁舎の現面積では非常に厳しいのではないかとことを申し上げざるを得ません。しかしながら、一つ貴重な提案として、私は先ほどから申しますように、関与、直接できませんけれども、教育長と相談して一つの俎上（そじょう）に上げさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどの光ケーブルを使いたいわゆる官公庁のディスプレイ利用については、その具体的なお話を今聞いたわけでございますけど、私はいつもスピード感を持って対応しなさいと言っておるわけです。それが浸透していないということについて反省をいたしております。スピード感のある対応を、私はもちろんですけども、職員にも徹底いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 一つの選択肢としてです。だから、場所の狭隘とかそういうものも含めてです。それで、別棟にいろいろ、会議室も2階に2間あります。それとあとは、庁舎の裏に広場があって、庭球コートの一つぐらいできると。それとあとは、小学校と体育館が共用できると。またあとは、どうせどこにしても芦辺町の場合は恐らくスクールバスが必要と。そういうことで、ふれあいグラウンドも大きい行事のときには、例えば1年生全体で何かするときにはふれあいグラウンドまでバスを使うとか、いろんな選択肢、そういう創意工夫、そういうもの

をあえて今回提供いたしました。そういうことについてはいかがでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申し上げますように、研究をするようにいたしたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 2点目の質問でございます。国分周辺の貯水池購入についてです。

あえて反対をするわけではございません。もう先日からもいろいろ説明会で知っております。私は基本的に反対なんですけど、どうしても今の担当理事さんが進めたいということでございますので、異はありませんが、水がたまっている以外にほとんど利用価値はないんですよ。ここに平米単価2,000円、坪単価6,000円で、全部で1億5,000万円ですけども、1億二、三千万円という話でしたね。それに配水管が2,000万円ぐらいかかるとかなど。これは1億5,000万円の別に要るのかどうかわかりませんが、そういう状況。その進行中でどうにもならんとかもわかりませんが、要するに水が流れ込む場所でないんですよ。例えば上のほうに河川があるとか、山があるとか状態じゃないんですよ。だから、1回くみ上げたらあとは半年かかるか1年かかるかわからないんですよ。もとの水量に復旧するまでに。例えば、ほかのダムは雨さえ降ればすぐ復旧するんですよ。大雨さえ降れば。そこを私は無駄じゃないかなという気がするわけですね。

そして、全島的に見て、大規模地震のとき、もしあったときは、やっぱり全島の地下水の異常を来すと思うとですよ、恐らく。そういうときには海水の淡水化とかも取り組んでいく方策はないといかん、これは国とか県とかと話をしながら。しかしその前に、例えば有収率かな、要するにくみ上げた水を家庭に配水してお金になる、これがよくて65とか70じゃないですか、今。悪いところは50何%とかあるやないですか。こどもやっぱり重点施策をもって取り組んでいかないと。貯水池を買う前に。

それとあとは、あの貯水池を買っても、三軒茶屋のところで取水はいいんだけど、じゃあ郷ノ浦とか勝本とか石田に配水できるのかと。そうでしょう。だから、これも前から言ってるように、旧4町の境界でお互いを接続をして、4町が融通できるようにということを再三申し上げてきました。これは中原部長も知っていると思いますが、そのあたりもしないで、ただ水がたまってるから買う、万が一に備えて買う、そして市民にもうちちょっと節水とか、要するに、水があるときには何も言わないけども、水がなくなったら「節水に、節水に」が結構聞こえてきますよね、夏場。それも、状況を見たら勝本だけがちょっと節水せないかんとか、これは石田がちょっと足

りんなど、そういう状況なんですよ。全島的に見たら。これじゃあいかないと思うんですよ。水道行政というのは。私もかつて半年間、北九州で毎朝ふる水くみしてましたよ。福岡なんか1年半やなかったですか。結構そういうのわかりますよ。水の大切さわかりますけども、やっぱりすることをしてから買うなら買うと。自分の金じゃないからという気がするわけですよ、私は。自分の金ならまずは節水をして、そして、例えば車洗うなら屋根の水をためるとか、植木に水をかけるならその辺のあんだめのやつをかけるとか、そういうふうな徹底の方法も市民にしてから、その上で足りないならやむを得ないでしょうけども、これもあくまで万が一に備えてという話なんですよ。ここのところを考えたときに、果たして今回の1億5,000万円で妥当かと。

それと、これは昨日聞いた話ですけども、市がボーリングしたところにはきれいなものしか埋まってないそうです。それ以外にはもう大きい大型機械とか車とか埋まっているところがあるということもたまたま聞いたんです。それはだれかとあなたは言えば、ここでは言えませんが、それは市長にお知らせをいたします。そういうこともありますので、私は不安です。そういうところで、この件に対して御答弁をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 国分周辺の貯水池購入について御質問でございます。お答えをいたします。

採石場跡地の購入につきましては、議員の言われるように、平成16年12月ごろからの経緯もございまして、権利者との協議も行ってまいりました。土地購入単価につきましては、その土地だけということに考えますと、あの山の中の土地をかということになりますけれども、約6万9,000平方メートルの土地を1億5,000万円ということで、予算のお願いもいたしております。これまで老岐市内における一定規模の施設用地購入価格との比較、団地購入単価としては、土地代及び水量代を思いますときに妥当な価格と想っているところでございます。ただ水がたまっておるだけじゃないかとおっしゃいますが、その水が大事でございます。

私はここで特に申し上げたいのは、あそこには大清水ため池というのがございます。その下に今度購入するため池がございまして。そして、その下にまた同ため池があるんですね。ところがこの、今買おうとしているため池と隣接するため池は、水位が一緒なんですね。ですから、つながっておられると思われるわけです。そして、その隣にありますため池から水が常に流れております。雨水も何も入っておらんのですよ。常に流れております。以前の調査でも、1日当たり380トンの湧水があるという結果が出ております。僕は、あそこにたまっております水が、常に流れて一つも水位が下らんということは、湧水よりほかの何ものでもないと思っておるわけです。過去には勝本町も渇水時に水をくみました。芦辺町もそうでございます。もらいました。それでもな

おかつあるということで、私は以前の調査の1日当たり380トン、量はともかくとして、湧水があるということは間違いないと思っておる次第でございます。

また有収率、確かに60%程度でございます。これも湯ノ本は30%台を今改良してかなり上げておるところでございますけれども、市内の水道は簡水でございますから、区切って、今おっしゃるようにつながっておりませんですね。しかし、私はいざというときにはつなげる状態にあると思っておるところでございます。また、つながにゃいかんと思っているわけでございます。

また、御提案の海水の淡水化の問題でございますけれども、都市ではやはり既に淡水化をなさっているところがございます。例えば、福岡で申しますと1日に5万トン、これを海水淡水化をいたしております。ハード面だけで408億円です。それから、沖縄でも行われております。4万トン、1日4万トンで347億円、これはランニングは入っておりませんから、ハードだけです。うちが今どれだけ使っているかといいますと、1日に1.8万トンでございます。2万トンもない、1.8万トン。で、押し量りますと、やっぱり300億円ぐらいかかるんだろうという気がするわけですね。

それはともかくとして、それともう一つ、これはもう本当に近藤議員に申しわけないんですけど、地下水に影響のあるような地震が来たときは、恐らくこれも壊れると思うとですね。大変失礼ですけど。（発言する者あり）ですから、私はまずある水を買うということで御理解いただきたいと思えます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） じゃあ、市長が言うように地下でつながっているんやったら、別に買わんでもこっちのをくめば自動的に来るじゃないですか。何も1億5,000万円、ゼロでいいんじゃないですか。そういう話になるでしょ。いや、市長の答弁やったらそうなるね。なるよ。それと、中原部長に聞いてってください、一緒に。いざというときにはつなぐという。冗談じゃないですよ、いざとなればと1日、2日でつなげるものじゃないでしょう、4町の境界を。それはやっぱりいろいろ計画をもって、例えば21年度に取り組むとか22年度にはしますとか、そういう計画は議会に示すべきですよ。

それと市長、1日に1.8万トンといったら15日か20日分ですよ。そうでしょ。くみ上げたときに。それ、湧水があるとは言いながらね。30万か40万トンたまるわけでしょ。（発言する者あり）40万トンでしょ。だから、1.8万トンということはまあ20日か25日分でしょう。ね。湧水があるとは言いながら、端的に考えれば20日汲んだらゼロになるわけでしょ。要するに、干ばつのときはそんな湧水はないわけですから。だから、その辺もやっぱり考えていかないかん。だから、そんなに得な買い物とか、あれが買えばもう何か水の心配要りませんよ

というような、そういう市民に間違っただけの認識を植えつけたらだめですよ。やっぱり雨水をタンクに、植木とか車に利用するような、例えばタンクの補助を出すとか、そういうものもあわせて行って、その中でやっぱり1億5,000万円で買わないかんというようなことなら、それは市民も議会も、ああ、そんなら理解しましたとなるわけですけども、そこがないで、ただ買いますじゃあ、なかなか私たちの理解をもらえないんじゃないかなという気がいたしますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 少なくともこのくらいぐらい買わないかんということになりますけども、それは冗談はともかくとしまして、これはやっぱり考え方の相違で、なかなか一致点を見出せないのかと思います。いわゆるいろんな私は水源を、一遍にゼロになるということじゃいけませんから、地下水もあります、湧水もあります、低地ため池的な水がめも必要だということなどで、いろんな種類の水源を確保するということが大事だと思っておるわけです。そして、今回はぽっと今出たわけではございませんで、先ほどから申しますように平成十五、六年からお話があって、中には7億円とかいうような話もあったやに聞いております。それが今1億5,000万円ということで、適当ではなかろうかということでございます。御理解いただきますように。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） だから四、五年前から話出よんですよ。だからそこは、私は反対しよる理由は、中原部長も、とにかくいろんなものが埋まってるって、だから飲料水に不適と言ったら、いや、もう全然ボーリングしてもきれいな土でしたち、もうこの前も答弁されたとおりでしょ。だから、そこは私不安なんです。その辺を含めてやっぱりもう1回、一応予算は通ると思います。はい。私も特段、ここに来てもうさんざん一人で反対してもしようがないし、任期も残り少ないし。そういうことで、そこを含めて検討をお願いいたします。

3点目の質問です。市民病院の無料バス関連についてであります。

確かに、今の施策は短期的なものです。人口やその他を勘案しても、中期に例えば5年も10年も15年も続行できるような状況じゃありませんよ。しかし、50年ぐらいはあそこで医療が続けられるわけですよ。新病院の予定地にしたってさんざん反対しましたよ。それはきのうも言われましたけども、国立病院の統合も言いましたけど、結果的にはやっぱり芦辺、勝本のかつての議員さん、今はいらっしゃらないと思いますが、かつての議員さんが「バスの路線ぐらいどうでんなるとたい」と、「そやけんあそこへせろ」ということやったとですよ。しかし、今そうでしょ。無料バスだ、シャトルバスだ、いろいろ手当しよるじゃないですか。頭を悩ませて

る、市長が。かつて芦辺町の職員だったときに、桜川に恐らく進言されたと思いますけど、今そういうことで、やっぱりいろんな「あびき」が来てる。

それはしかし、もうあそこにある以上はしようがないですね。だから、今後はやっぱりいろいろ改善をしていかないかんですね。だから、その中で高校とかその他、郷ノ浦の交通体系全体、要するに郷ノ浦全体ですよ。もう勝本線、芦辺線、石田線、沼津、こういういろいろな全体系を考えたときには、やっぱりバスの不便さを解消するべきです。それには一つの提案です。あの永田バイパスがあそこで止まってますよね。ダムで。私も非常に不便です。皆さんも不便ですよ、壱岐高に送り迎えしよる人は。それで、例えばあのバイパスと桜川、病院のすぐそばの桜川の四叉路あたり、三叉路か、それと壱岐ボウルあたりを結ぶバイパスの建設、あんまり家はないですよ。まあ2軒ぐらい。私の頭の中には、2軒ぐらいは立ち退きが要るかなという気がいたしますけども、そういうバイパスの建設が検討をされるなら、バス路線の変更も割ときくんじゃないかなという気がするわけですよ。例えば、勝本から壱岐ボウルから桜川ですね、それから行けばいいし、石田からもその桜川経由になるし、芦辺線はもちろんそうですけど、これは要するに早急に取り組みと言ってるわけじゃありません。例えば3年後の政策に載せるとか、市長の任期中には何とか設計まで実現させるとかいうようなことで検討されたらいかがですかということでございます。

例えば、今新郷ノ浦港線見てわかるでしょ。文化ホールからトンネルくぐったら突き当たりですよ。左に曲がらんと波止場へ行けんとです。左へ行ってもだめなんですよ。また左行かな、トンネルを走らんと波止場へ行けんとです。こういうバイパスがありますか。いろいろ私も言ったとですよ。当時の建設課長あたりも言った、町長にも言ったけど、やっぱりああいう道ですよ。本当に不便と思いませんか。左曲がって、左曲がって、左曲がらな大橋に行けない、それで弁天崎でまた右に曲がらないとバイパスに行けない、また薬品会社からまた左に行ってですよ。自動車教習所じゃないんですから。わかるでしょ。だから、そこを含めてこのバイパスの関係を、ちょっと市長に答弁をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 確かにただいまおっしゃるバイパスをつくりましたときは、病院行きはいいでしょうね、病院行きは。ただ、そうしたときにバスの本数との関連もございまして、現在の親和銀行前あたりの方はどうされるかなという心配もございましてね。しかし、それはそれとして、そのルートが永田ダム、そして桜川、そして壱岐ボウルの路線が病院については非常に便利だなという認識はございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 私が言っているとは、病院ばかりを視野に入れた分やありません。ああいう大きい交通体系の中で考えていただきたいということでございます。今本当、高校生が芦辺の人、勝本の人、全部桜川のところを通過して、そしてサンクスか贈答品のところを通過して、床屋のところを通過して、そして永田ダムのほうへ近道抜けて、それで壱岐高に行ってるんですよ。だから、やっぱり勝本の人とか芦辺の人とか不便と思うんですよ。私も不便ですが。そういうことで、大きい交通体系の中でぜひ検討をしていただきたいということでございますので、その辺をよろしく願いいたします。

じゃあ最後の質問を行います。原の辻関連についてであります。

聞いた話です。見た話じゃありません。施工ミスか設計ミスか知りませんが、建物のコンクリート打設のあと、破砕とか剥離が行われたと聞きました。規模と時期はわからないけども、市はこのことを把握をしているのかということでございます。私がなぜ言うかということ、やはり耐震性、それと耐用年数の関係なんですよ。恐らく今後、病院と一緒に、恐らく30年、50年、やっぱり続く建物です。それと、市長も恐らく把握は、知識として知ってあると思いますけども、コンクリートでもできれば一体式が耐震にはいいですよ。とてもあの建物全体を1日ですれば、それはいろんな節約もいろんな面で耐震にはものすごくいいですよ。ただ、それは実現が不可能ですから、やはり1カ月に分けてとか2カ月に分けて、しかし間を何時間、やっぱり何時間以上あけないで打設をするとか、それはもう常識の話ですけども、この辺の事実があったのかどうか、耐震の話の関係でお聞きをいたします。

それから教育長、開館の話でございます。

博物館の魅力は展示物の価値です。それは重々御承知だと思います。周辺の景色とか景観とか、そういうのはもう二次ですよ。周辺の景色とか景観は何ぼでも壱岐に、岳ノ辻とか左京鼻とか猿岩とか辰の島とか、いっぱいあります、景観は。別に原の辻の景観なんかどうでもいい。かつてふるさと創生1億円の金塊をつくりましたよね。100万とか200万人が押しかけました。交通は不便、そして宿泊所はない、しかし、わんさかわんさか押しかけた。それは価値ですよ。展示物の価値ですよ。付近の景観とか景色じゃありません。

教育長は、以前こういうことの質問に「第一級の文化財も開館に合わせて文化庁とか県から取り寄せることはできます」と、「何とかそうしたい」というようなことを明言をされましたけども、その後どうなっているかお聞きをいたします。

それから昨秋、去年の秋でしたか、弥生まつり、新聞あたりには閑古鳥と酷評されました。確かにお客はおりませんでした。それよりも、先日行われた曾良の300年はすごかったです。結構文化ホールいっぱいでしたよ。私も来ましたから。こうも違うかなと、やっぱり主催者じゃな

くてスタッフの意気込みかなとか、準備かなという気がいたしました。

だから、この貫頭衣も宣伝効果があるとは思えませんけども、特に遺跡のパンフ、もう教育長にくどくど言いよるとですよ、私も。遺跡のパンフですね。それと展示物にはもう僕は期待しておるわけです。もう今さらあれをどうのこうのせろということもできませんので、あとはこれしかないですよ。もう、パンフと展示物ですよ。ここをどう考えてあるかも市長と、もしも教育長に答弁があればお二人にお聞きをいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 原の辻関連についてお答えをいたします。まず設計ミス、施工ミスという、いわゆる建物のコンクリートの打設のことについてでございますけど、一支国博物館の建築工事に際しましては、発注者——これは長崎県と壱岐市でございます——と施工者及び工事管理者で、着工当初から工程会議を開催いたしまして、進捗状況などの報告や工事工程の調整を図りながら工事を進めております。昨年6月までは毎週、その後7月からは月2回、第2、第4火曜日でございますけれども、工事の工程会議を進めてまいりました。

議員御指摘のコンクリートの件でございますけど、博物館の地下1階部分のコンクリート壁の仕上がり確認時に、幾つかのクラックといわれる不具合が見つかりました。不良部分を除去し、手直しを行っております。時期は昨年10月ごろのことでございます。原因は施工精度の不足と考えられ、作業員への指示が行き届いていない、打設作業員の不足などがその要因と思われました。その後、コンクリート打設作業は打設要員の作業指導及び指示を確実にを行い、作業人員を増員、打設の専門員も配置して施工しております。修復に時間を要しましたがけれども、その後業者間の連絡を徹底し、注意を払いながらコンクリート打設を行っている、工事監督者から会議において報告を受けております。なお、この工程会議には、市から原の辻プロジェクト室と建設課の職員が出席をいたしております。

展示物については教育長に説明させます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 22番、近藤団一議員にお答えをいたします。

展示物でございますが、第1級の文化財といたしまして国指定の重要文化財、これは、文化庁が買い上げまして現在奈良国立博物館が管理をいたしております、滑石製弥勒菩薩座像（かっせきせいみろくぼさつぞう）というものがございまして、郷ノ浦町の鉢形嶺経塚から出ております。ボーリング場の北東にございます天手長男神社（あまのたながおじんじゃ）の境内から出土した

ものでございます。それと、福岡市美術館に保管をいたしております壱岐出身の松永安左エ門のコレクションの中に、勝本町のカラカミ遺跡から出土をいたしました弥生の丹塗りの壺、赤い壺ですね、これが、同じく国の重要文化財としてございます。「(仮称) 里帰り展」として計画どおり事務を進めております。所蔵者と最終的な詰め作業を行っているところでございます。具体的には、松見という県に派遣をしております人物が展示関係のチーフをいたしておりますので、彼の動きを今あるところでございます。

それと、平成19年、20年と2年連続しまして壱岐出土の古墳時代の出土品が国の重要文化財になっております。笹塚古墳から出土しました金色のカメが一番皆さん御記憶にあるかと思いますが、それを初め162点が重要文化財になっております。そして、双六古墳から出土しました412点も国の重要文化財になっております。この2つの古墳の重要文化財が、開館と同時にウインドーの中を飾るようになります。

壱岐市の博物館の主な展示と申しますのは、弥生時代と古墳時代が主でございます。この主な展示品のすべてが国の重要文化財になるという日が必ずまいります。と申しますのは、弥生時代の原の辻から出ております出土品は余りにも数が多いございまして、どれを国の重要文化財にするかという選定がまだできておりません。弥生の出土品として、原の辻の遺物も国の重要文化財になる日が必ずまいります。そのように、一支国博物館の主要展示品は、国の国立博物館の展示品と何ら遜色のないような品が並びます。

それともう一つ大切なのは、一支国博物館は壱岐の市民の博物館であろうかと思っております。壱岐の市民にとりましては身近な歴史、また身近な品々が一番の、第1級の資料として見るべきこともあろうかと思っております。わかりやすく申し上げますと、壱岐の市民の方のそれぞれのお宅に伝わっておる品をお借りして、特別展として公開することも第1級資料の公開につながろうかと思っております。

以上でございます。

〔教育長(須藤 正人君) 降壇〕

○議長(深見 忠生君) 近藤議員。

○議員(22番 近藤 団一君) 工事ミスの件については、市長、平成20年の10月、それも地下ですよ。一番重要な基礎部分ですよ。こういうのも、あのころは原の辻特別委員会があったと思いますが、そういうものに報告はせんでもいいでしょうけども、やっぱりするべきです。今まで、きょう朝から市長の情報公開、耳にたこができるほど聞きました。全然そういう情報はありませんでした。残念なことと思います。

それと教育長、確かにこの162点とか412点とかいうの、例えば刀でも100に折れとつたら100ですよ。そうでしょ。そういう数え方でしょ。違いますか。ああ。それか個数か。個

数だけど、例えば原の辻の遺跡から出ておるとも、例えば、確かにこの茶碗は底だけとか、この茶碗はふちだけと、そういう感じのやつでしょ。それも違いますか。その辺の認識をちょっとお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 濟いません、説明が、言葉が足らずに申しわけございません。議員が言われますように、土からその品物が姿を見せたときには、幾つかに分かれております。ですけれども、その中で非常にいいものは保存処理というものをやります。で、大体1平米近くの出土品は一つの袋に入れまして、それをつなぎ合わせる作業をいたします。これは原の辻の展示場でご覧になったことあるかと思います。その中でいいものをすべて復元保存をいたしておりますので、見る限りでは一つの物体として我々には見ることができます。それは、弥生式の土器等々もそういう姿になります。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 歴史博物館あたりでよく目にするんですが、よく1カ所にぼんぼんと破片が置いてあって、これを一つのラベルがありますので、あれが一つですよね、だから、当然ですね。そういう認識でおりますけれども、重文の中で、例えば本当にこれは日本にとってもというような一つ二つ、先ほど申し述べられたような中で、何がそれですかね。

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 天手長男神社（あまのたながおじんじゃ）から出土しました滑石製の弥勒菩薩座像（みろくぼさつざぞう）というのは、お経の経文を入れる容器になっております。それが、今までの日本の経塚の容器といいますのは、銅で丸い円筒をつくりまして、それにふたをつけてお経を入れておったんですけれども、我が壱岐の島で出てきたこの天手長男神社の容器は仏様の形をしております。仏様の座った形をしておりまして、下から大きな穴をえぐっております。その穴の中に経文を収めるという非常に特殊なものなんです。そしてもう一つ大切なのは、古い経筒にはその経筒をつくった作者が入っておりません。ただし、天手長男神社の仏様の形をした経筒には、肥後の国の慶因（けいいん）という、つくった人の名前まで入っておるんですね。もうこれは仏教美術を専攻される方は垂涎（すいぜん）の的でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） その弥勒座像を、ぜひ原の辻の単独のパンフレットの表紙あた

りにばんと印刷をして、そしてパンフレットとして活用していただきたいという気がいたしますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 一つ気になりますことは、弥生時代と随分年代が違ってらるんですね。ですから、表紙一面ということは少し無理かもわかりませんが、その仏様が出てくることはもう確実だと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 市長、教育長、御丁寧な答弁ありがとうございました。これで質問を終わります。

〔近藤 団一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって、近藤団一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） 引き続き一般質問を続けます。

次に、13番、鵜瀬和博議員。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 通告に従いまして、壱岐市長に対し13番、鵜瀬和博が質問をさせていただきます。

まず第1点目、離島航路対策については、先ほど同僚議員からも質問がございましたが、本日3人、あす2人、計5人、とても関心の高い課題でございます。私なりに視点を変えて一般質問をさせていただきます。

まず、航路対策につきまして質問する前に、九州本土と壱岐を結ぶ島民の生活航路の交通手段として、これまで長い間壱岐航路運行維持に御尽力をいただいております九州郵船を初め壱岐対馬フェリーなどに対し、大変感謝申し上げる次第でございます。

それでは、先ほど佐渡市の取り組みにつきましては同僚議員からも紹介があったので省略しますが、佐渡市の佐渡観光活性化プロジェクト、これが5月11日に記者発表され、かなり話題性から注目となりました。佐渡市の高野市長は、全国離島振興協議会の会長でもあったということからも、全国離島振興協議会の決議となったわけですが、こういった佐渡市の対応について、市長はどのように感じられたのかお尋ねをいたします。

また2点目につきまして、ETC割引の実施前から、離島航路、空路、経済等、離島にとっては多少なりとも影響が考えられましたが、市長を会長とする壱岐の経済団体等の長からなる壱岐

市航路対策協議会を開催し、対策等協議したのかお尋ねをいたします。

3点目に、離島航路は島の生命線であります。例えば島内ですばらしい農産水産物、商品をつくったとしても、必ず運送費がネックとなり、本土との価格競争等で負けてしまいます。そこで、現在各支所、窓口で手続きができます九州郵船の早朝深夜貨物車割引制度がありますが、対象を自家用車へ、そして季節により対象便を拡充要請したり、平成19年の12月にも一般質問で提案しておりますが、安全・安心ふるさと便として、輸送コストの支援のための流通に関する補助の創設が必要と考えますが、いかがでしょうか。

4点目、市長の行政報告であったように、国の補正によりまして、地域活性化・経済危機対策・公共投資臨時交付金が本市限度額として7億2,251万円の見込みであります。この交付金は、地域のアイデア次第ではさまざまな事業に活用ができ、こういう経済が大変なときに今がチャンスと考えております。市長も言われたように、ぜひ島内の活性化のために、先ほど言いました流通補助制度に活用してはいかがでしょうか。

以上4点について、まずお尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 航路対策について、今回の7億2,200万円の資金を利用できないかという御意見でございます。

まず第1番目に、佐渡市の高野全国離島振興協議会長の素早い対応についてどう思うかということでございます。

これにつきましては、先ほど申しましたように、佐渡市の現状は非常に議会を説得するのに大変だったということでございます。これは現実ですね。そして、私はその評価といたしましては、議会もきっとそういうことで御理解いただいたんだと思いますけれども、全国の離島振興協議会長のいらっしゃる市でございます。私はこの英断が、今回のこれだけ離島の航路について問題を提起する一石を投じられたと高く評価をいたしておるところでございます。ただ、先ほどから申しますように、これは短期的な問題では私はもういけないと、恒久的な問題として取り上げないといけないと思っておるわけございまして、その高野市長の素早い対応を評価はいたしますけれども、それを真似をするという気持ちはございません。

2番目に、航路について航路対策協議会にこの話をしたのかしなかったのか、対策を講じたのかということでございます。

議員も航路対策協議会の設置要綱はご覧になったと思いますけれども、この種の大きな問題について航路対策協議会に諮るのには、余りにも荷が重いといえますか、そこで話すにはふさわしい議題ではないと判断をいたしております。したがって、航路対策協議会にはこの話はいたし

ておりません。

次に3番目に流通について、3番、4番、一緒ですね。流通について、いわゆる島であるがゆえに運賃によるコスト高になっておると、それに対する補助はいかがかということでございます。

私は先ほどから申し上げますように、恒久的なものでなければいけないと思っておるわけでございます。そこで、この財源、これは7億2,200万円は単年度でございまして、これが永久的に続いたらこの資金を利用するということも考えられますけれども、単年度の数字でございまして。そして私は先ほどから、船会社に補助をしたものが運賃の引き下げにつながるものでなければいけないと、こう言ってきたわけでございます。今回の御提案の流通につきましても、例えば往復8万円、10メートルのクラスのトラックで往復8万円かかるわけでございますけど、8トンの荷物を積んだとき、1キロ当たり10円かかっておるわけですね。ですから、この補助金をやったことによって一体幾ら下がったのかという、私は補助金を出すなら費用対効果を必ず見きわめなければいけないと、その補助金がどこに行ったかわからんような補助金は出しちゃいかんと思うわけです。ですから、私はこのトラックの例えば補助をした場合、運賃の値下げにつながるかどうかというのは非常に見きわめがたいということで、このフェリー代については消極的でございます。

それから、もう一つ4番目にございました、それを乗用車にも拡大できないかということでございますが、補助金の性格として、それはふさわしくないのではなかろうかと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） まず最初に佐渡市の取り組みについて、市長は、「大変すばらしいことだが、これは短期的なことであるので、まねしてでもしようとは思わない」と、「あくまでも恒久的な対応をしていきたい」ということでございました。

佐渡市の例を、まず挙げさせていただきます。市長も御存じだろうと思っておりますけども、今回佐渡市の負担は、この交付金を使いまして約1億5,000万円ほどの予算を計上されておりました、予定をしております。それはもちろん佐渡市のお金投入だけではなくて、観光協会の協力や宿泊協会の協力等もあって、現在試算されている中でも8億円から10億円の波及効果があると言われております。

市長は先ほど来より、やはり同じ資金を投入する場合には波及効果が大事であるということをご常日ごろから言われてますし、スピード感をもってやりたいということも言われております。私も、国がこういった交付金を出すというのは、あくまでもこういう百年に一度の不景気であるから、いわゆるカンフル剤としてこれを使ってくれと、先ほど同僚議員のときも言われてました、

日ごろ補助金のつかない分についても、今回の交付金についてはあらゆるメニューがあつて、逆に言えばこれまでの交付金とは違って、壱岐市のいろんなアイデアによって使われるような幅の広い交付金となっております。だから、そういったいわば佐渡市のようなまねをしなくても使い方はあるわけでございます。

例えば、この佐渡市の場合は1億5,000万円という差額分を市が負担したわけですが、九州郵船にとってもやはりオン期とオフ期があるわけです。だから期間限定で、例えばいろんな野菜が、アスパラガスですとかメロンとかいろいろ、そして今ですと漁業に関してはマグロとかあります。これがいわば壱岐の広告宣伝費の一つのアイテムとして、例えばそういったトラックのところに壱岐安全・安心ふるさと便とかの広告を打ったりと、そういった使い方もありますし、そういったものを使っていくということが私は大事かと思ひます。

そして、先ほど市長が言われました航路対策協議会については、余りにもこの問題については大きすぎるので、あえて答申はしなかったということですが、航路対策協議会では一応3つの設置理由があります。空路及び航路運行の正常化とサービス向上に関する事、もう一つが貨物輸送と各種運賃体系の調査及び改善に関する事、そして関係機関への陳情・請願及び折衝に関する事、市長が先ほど御存知だろうということで言われましたけども、市長も御存じであるなら、これはこの中の1、2、3に、どれでも当てはまるんじゃないですか。いわば今回のこういった高速道路のE T Cというのは、あくまで離島にとってみたら危機管理ですよ。こういった危機管理がもう事前に分かってるんですから、そういった組織をつくってあるのであればそういったところと一緒に、経済団体でありますからこういったふうに行うかとか、そしてあくまでも九州郵船は民間です。民間にだけお願いするというのも限界があります。だからやはりお互いが歩み寄って、それぞれの壱岐、離島の施策を振興する上で、一つのアイテムとして九州郵船、離島航路があるわけですから、そういった部分の考え方を変えていろんな方策としてやる必要が私はあるかと思ひます。

特に一つの例を挙げますと、運送コストの面に見ますと、例えば壱岐は人件費が安いんですね。都会に比べて。そういったことで都会から注文が来ると、何かつくるとしたとき。そしたら、その人件費だけで見れば確かに都会より安いんです。ただ、やっぱりどうしても運賃がかかるから、都会と比べたらその分が高いので、どうしても競争に負けてしまうという状況があるのは市長も御存じかと思ひます。

そういった意味でも、今回の航路対策協議会について答申をしなかったというのは、危機管理体制からすると私はもう怠慢としか言いようがないと思ひます。そこまでしてでも必死になって考えていかないとやっていけないような状況です。先ほど来よりずっと言われておりました壱岐航路活性化協議会、これは壱岐、対馬、そして博多間のメンバーによってされておりますけども、

あくまでももちろん、対馬もありますが、やっぱり壱岐は壱岐としてどうやっていこうかということを考えること自体が必要かと思えます。その点について再度お尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は壱岐航路対策協議会ももちろん、議員もこの要綱をお持ちですね、その中で構成員、この中には九州郵船は入っていないわけですが、関係者として呼ぶことができるということで九州郵船はいつも来ておるわけです。このメンバーはあえて申しませんが、市長を初め議員の皆様、漁協、農協でございまして、それは、私が申し上げましたのは、大きすぎると申しましたけれども、この皆様方の代弁をして、私はそれより先に国なりに要求をしているという自負を持っておるわけです。もちろん皆様方が、航路対策委員の方々が声を大にして言われる、その会議をしなかったというのは確かに怠りだったかもしれませんが、ことこれに関しては、壱岐の関係者だけで話し合いをして、この問題は解決するものではないということで、外に早く発信をしたということで御理解いただきたいと思っております。

それから、8億円の経済効果があると、それはもう確かにあるかもしれません。素晴らしいことだと思っております。ただ、先ほど議員がおっしゃるように、いろんなアイデア、いろんなものを使って使い勝手のいい、いわゆる交付金ですから使い勝手がいいわけです。しかし、さっき申し上げたと思えますけれども、私は、壱岐が例えば1億5,000万円かかるかかからないかわからない、期間限定で、1億円にしたとしても、私はよそから来ていただく方に船のフェリー代を1,000円にするよりも、それよりももっともっと壱岐市内で使わないかん金があると思っておる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 市長がかねてから言われております交流人口の拡大というのは、いわばそれは外貨を稼ぐという意味で常日ごろから言われているかと思えます。今回その運賃の値下げについて、1,000円とまではいきませんが、対象を全部にするとやっぱりそういった問題も出てくるかもしれませんが、日帰りでも要は車で来れば、例えば農協のアグリですとか今度は農協田河支所跡に「壱番館」とかそういったものができて、壱岐の農産物を車に乗せて帰るわけです。これが日帰りといって、単に車で来て帰るドライブでは終わらんとですよ。そうしたときに、そういうのを研究するところが航路対策協議会じゃないとですかと言います。そういう検討もせず、恒久的な対応というのはわかるんですよ、これは市長が言われました、先ほど全国離島協議会の決議をしますから、これを政府は重く受けとめていると思えますので、改善はあるかと思えます。ただ私が言っているのは、改善されるまでに時間があるということで

すよ。そのときに、せっかくこういう使い勝手のいいお金がありながら指をくわえて待っているのかということをお願いなんですよ。

だから、先ほど言いましたように、カンフル剤として必要なんですよ。今の経済状況では。少しでも、1円でも多くよそからお金を取って、やっぱりこういった疲弊している壱岐の経済状況を少しでも進展させる必要が、私は非常にあると感じております。そしてするべきだと思っております。やはりそれをどういう方向とするかというのは、有識者の中で集まって話していただければ、もう早急にでも話していただいて対策を打つべきと私は考えております。

市長も御存じかと思えますけども、国のほうで離島航路補助制度改善検討委員会が21年3月に報告書を出されております。これは活性化協議会の中でも多分触れられているだろうと思えます。その中に、いわば離島航路については、地方公共団体の戦略的な離島振興策が必要であって、やはり沿岸都市との連携強化、そして離島住民が定住できる生活水準の維持を支援する、そういった戦略的な離島振興策が重要とうたわれております。そして、その一環として離島航路の維持活性化を図っていく必要があるということになっております。

そして、先ほど来より言われました、今離島航路に対して補助金が出ているという部分とは別に、今度は九州郵船、事業者に対しての経営努力に対するインセンティブ制度の導入があるというのを御存知ですか。事業関係や割引サービスの創意工夫をして、増収航路の再編統合や省力化による削減によりまして前年度をクリアすれば、それに対して最大5割事業者に交付するという補助制度もあります。

だから、そういった内容を十分研究して、壱岐市もこれだけ出すから九州郵船もこれだけ協力してくれという、いわばギブアンドテイクの世界で交渉していかないといけないと思えます。しかも、その九州郵船との協議をやっぱり常日ごろから持っていくということが私は大事かと思えます。

今度、壱岐島振興推進本部も立ち上げられまして、来年の原の辻のオープンに向けていろいろと着々と準備をされておりますけども、いずれにしる航路というのはだれもが使う交通手段でございます。だからそういった部分も含めて、やはり事業者と地方公共団体が一体となって、先ほど来よりも話が出ておりました協働という部分が今後必要ではなかろうかと思えます。

だから、壱岐市もやはり振興には航路だけをとるんじゃなくて、壱岐島内の振興を含めた中の離島航路という位置づけをもって、今後ともに協力していただきたいと思えますけども、その点について市長、お考えがありましたら。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） なかなか見解の相違がございます。確かに今鶴瀬議員おっしゃる内容的

については十分理解できます。ただ、九州郵船とはいつも連携をとっておりますし、隣の同じ航路でございます対馬とも連携をとっているところがございます。ただ、私は先ほど申し上げますように、航路に対して、フェリーに対して補助をするということについては非常に消極的でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） これは西日本新聞に載っておりましたけども、九州郵船の竹永社長が「ひと」というところへ出ておりました。2008年度の旅客数が前年比6万3,000人減ということで、これはもう燃油高騰とか経済状況等もありまして、大変厳しい状況だったというのは皆さん御承知のとおりとは思いますが。その中に最後に、「島の観光にかかわる関係者の自然が豊かな場所はほかにもたくさんある」と、「島の魅力をもっと細かく発信してほしい」と、いわばこれの竹永社長の一言は、多分離島航路だけではなくて一体となった島の振興策が必要ですから、一緒に頑張りましょうというメッセージがあると私は思っております。

だから、7億円の交付金がありますから、先ほどからも言ってますとおり、あとはもうアイデア次第ですよ。だから、佐渡があれだけ注目を浴びたから佐渡方式でやってくれとは言っていないですよ。あくまでも、九州郵船にとっても壱岐市にとってもやっぱりオンとオフという時期がありますし、例えば農産物、そして水産物の季節的なものがあって、キャンペーンを打たなきゃいかんという部分があるわけですよ。だから、そういったときにはやっぱり期限を区切ってキャンペーンを打つと。

それはもちろん市長が言われたとおり、国に対しては恒久的な支援、これはもうぜひともこのまま力強く国に対しては支援を要望していただきたいと。ただ、壱岐独自の施策として、そういった部分を考えていかなければ、結局国の予算がつくまでに壱岐は今までよりも衰退するような状況になります。そして若者は出ていきますよ。そしてだれもいなくなるということになるかもしれないですよ。それだけこの問題というのは大事なんですよ。私は壱岐が好きですから、そういったことを強く市長にお願いをしておきます。ぜひこの7億2,251万円の使い方については十分審議していただいて、島内の活性化に向けて内容を検討していただきたいと、そして早期にその結論を、議会に報告なり市民の方に報告なりしていただければと思います。

先ほど市長にお話ししましたその九州郵船の早朝深夜貨物ですね。これはあくまでも九州郵船が今自主的にしてます。市長が自動車まで、自家用車までには広げないというのは、これは九州郵船がするかもしれないという、だからそういった部分を含めてお話しする場を設けていただいて、例えば島外に出張した帰りには必ず九州郵船に寄って話をするとか、そういうのも必要かと思えます。いろいろ議会等の必要があれば、私たちももちろん協力して九州郵船さんのほうには

お願いにも行きますし、そういった要請があればいつでも行きますので、ぜひ遠慮なく、そういった部分では協力させていただきますので、離島航路につきまして、最後にまた市長の決意をお願いします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は否定的だとずっと言ってまいりましたが、今の鵜瀬議員の熱意、確かに今提案がありましたように、例えばイベント的なものとかあるいはキャンペーンとか、そういったことについてお互い知恵を出し合って、九州郵船の竹永社長にも私は船客マナーをやってくださいよという、そういう要求もしておるわけです。もちろん竹永社長は、壱岐の皆さんが、さっきおっしゃるように観光をPRしてくださいよ、お互い口角泡を飛ばして議論しております。私も議会の皆さんと口角泡を飛ばして議論して、そしてよりよい方向に持っていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひもうその決意で、この離島航路については前進していただきたいと思っておりますので、この件につきましては質問を終わります。

続きまして、景観条例制定についてお尋ねをいたします。

壱岐の海や山は自然の偉大なテーマパークと思います。しかし、海や山が元気であるためには水や森を守らなければなりません。水や森は自然の生態系の中で生きております。壱岐では、人々は地域の歴史、文化を背景として、長い間地域ごと違った形で、生活と自然とが密接なかかわりを持ち、それによって自然からの恵みを受け続けてきました。かけがえのない自然が残されているのもその結果と思っております。

そのすばらしい自然に囲まれた原風景の中にある、原の辻遺跡を初めとする島内の豊かな歴史的遺産や資源などを一体としてとらえ、しまごと博物館、しまごと大学、しまごと元気館の3つの柱とし、原の辻遺跡復元整備及び「県立埋蔵文化財センター・市立一支国博物館」が、来年の春の開館に向け準備が進められております。

原の辻遺跡内は文化財保護法のもと、調査が終了しない限りむやみに建物や工作物を立てることは厳しく禁止されております。しかし、その周辺の開発は壱岐市自然環境保全条例の計画面積が1,000平米未満であれば何ら規制する条例すらないのが現状です。そのため、壱岐島を見渡してみると、あちらこちらで携帯電話のアンテナなどの乱立開発によりまして、大変便利になっている反面、景観的には見苦しくなっております。このような状況に早く条例制定、整備していかないと、原の辻周辺の弥生時代の原風景を初め、壱岐の魅力でもある自然景観が損なわ

れるのではないかととても危機感を持っております。

また、全国各地では地域活性化の一つとして、映画やテレビのロケ地として名乗りを上げ、その地域独特の景観を活用するフィルムコミッションが活動されております。今後全国的にも田舎、農漁村の風景がなくなりつつある現状下で、田舎の価値が見直されております。その活用もできなくなります。

まず第1点目、平成18年12月一般質問以降、前市長は原の辻プロジェクト室を中心に、一支国博物館オープンまでには景観条例を制定するとの回答をいただいております。行政は継続といたしますので、その後の進捗状況はどうかお尋ねをいたします。

また2つ目は、今回壱岐市手数料条例の一部改正についても産業建設常任委員会の委員長の報告でもあったように、屋外広告物手数料範囲が島内の一部に限られ、原の辻遺跡周辺には制限がございません。美しい自然景観や眺望を保護する観点からも、単なる制定でなく、景観法にのっとり景観行政団体の承認を受け、屋外広告物法に基づく条例を定め、原の辻遺跡周辺からでも制定すべきです。

ことしの4月1日現在、景観行政団体の認可を受けている市は県下10市のうち8市で、壱岐はまだであります。離島地区では最後となっております。この景観行政団体になれば、これまでの行政指導型から規制力のある条例にすることが可能であり、また景観計画については住民提案制度があり、行政と住民とによる、先ほどからも出ております協働のまちづくり、地域づくりの観点から、景観・郷土に対する意識づけにも寄与することができると考えております。市長の景観条例制定に関する考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 景観条例制定についての御質問でございます。

景観条例の制定につきましては、昨年12月の一支国博物館建設等に関する調査特別委員会において、私に対しても御質問がございまして、制定するという主旨の答弁をいたしました。ところで、平成18年12月に一般質問をなさったということはちょっと承知をしていなかったわけでございますけれども、18年12月以降の進捗状況について申し上げます。

平成19年度は、県のほうで県下市町の担当職員を対象とした長崎県景観行政研究会を設置されましたので、本市からも職員3名を参加させ、景観に関する認識の高揚と専門知識の習得を図ってまいりました。また、市民1,500名を対象としたアンケート調査を実施しております。

平成20年度には、4月に私が市長に就任したわけでございますけれども、事務的には、前半のほうではアンケート調査の分析に費やされておまして、その後は県の担当課の助言も受けているようでございますが、残念ながら目に見えた進捗はないと申し上げなければなりません。

平成17年に施行された景観法は、法律であるがゆえに強制力を伴った運用をすることができますが、そのさじ加減は、地方公共団体の自主性を尊重して市町村が制定する条例にゆだねられております。他方で、ある一定の規制・制限を行っていくためには住民との合意形成が不可欠であり、そこに至るまでには法律に定められた手続を踏んでいく必要があります。その一番初めの手続が景観行政団体になるということであり、県との協議により、その同意を得てなることができますので、本年中にはその手続を進めてまいります。

また、原の辻遺跡周辺を先行すべきとの御指摘でございますけど、この地域の景観の重要性は十分認識しております。ただ、先ほど紹介したアンケートの結果から考えますと、一部の地域だけではなく、島全体の景観づくりを同時に進めていくべきではという考えもございますけれども、やはり原の辻遺跡の周辺につきましては急ぐ必要がございますので、この辺少し研究をしてやっていきたいと、全体でするのか原の辻周辺を先行的にしていくのかということは研究をいたしたいと思っている次第でございます。

前市長が答弁をされました博物館オープンまでという期限は、実質的に困難になっていると言わざるを得ません。と申しますのも、先ほど申しますように全く手がついていないという状況でございます。景観行政団体になるのは一番初めの手続であり、その次には景観行政団体において良好な景観づくりに関する計画、法律的には景観計画というものを定めることが必要でございます。具体的には、その区域や景観づくりの方針、一定の行為に対する届け出や勧告の基準等を定めることとなりますが、この計画を定めるに至るまでに審議会や説明会を開催するなどして住民との合意形成をしっかりと図っておく必要があり、これには相当の時間と労力を要するものと考えております。そして最後に、景観条例を制定することによって初めて強制力を伴うこととなります。

現時点では、まだいつまでに制定と明言するだけの材料を持ち合わせておりませんが、差し当たって本年中には景観行政団体になる手続を進めてまいります。他団体の事例を見ると、景観計画の策定までにはさらに2年ほどかかっておりまして、やはり本市においてもその程度の時間がかかるのかなと思っておる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） おおよそ制定までに2年ということで、私はもう18年のときに言っておりました。景観条例については、平成16年のときにも一般質問をしております。これはあくまでも規制力のない行政指導型の条例制定をするようにということで、前市長には提案をさせていただいております。

今回、その平成18年の12月というのは、そういったタイムスケジュールからも、ほかの自

治体から見れば約2年ほどやっぱりかかっております。先進地としては、京都あたりは街並み景観とかあるわけですから、逆に今から2年といたらもう23年度中にとということになると思いますけども、それまでかなりの集客があった場合に、やっぱりいろんな皆さん方、商業施設等の建設等も考えられると思います。だから、この2年間について全く、アンケートとっただけで何もしてないというのは、これはもう行政の怠慢としか私は言いようがないと思います。

そしてまた、本年度中に景観行政団体に申請するということですが、それでも遅いんじゃないでしょうか。オープンを控えて大変多忙とは思いますが、あくまでも、今度の8月には県に行っているスタッフも帰ってくると私は聞き及んでおります。そうした中で、原の辻プロジェクトを中心に、この景観条例制定に向けて諸準備、申請等をされていくわけですが、一人がやっぱりどっぷりとつかないと、これに関しては2年とは言われてますが、2年以上の時間がかかるんじゃないかなと思います。

特に、今この長崎県の美しいまちづくり推進計画の中に、今進められております勝本浦まちづくり、これは勝本浦の昔ながらのまちを復元していくと、そしてその復元する際にいろんな補助金をつけていくというような、いわば小さい景観条例の一つと私は考えております。こういった進め方については、現在土木部のほうで進められているようですが、今後こういった景観について、もし市長のお許しがいただければ、教育長にもぜひどういった考えでいるかお尋ねをしたいと思います。景観条例制定についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議員おっしゃるように、手続は今年度内と申し上げましたけども早急に行います。ただ、私が思っておりますように、今の一支国博物館ができております展望台から原風景を見る、そこにやはりハウスや何やあっちゃ困るわけでもんね。ハウスとか建ったら困るわけです。しかし、農家の方も死活問題ですから、ハウスを建てるといえばそれを拒否するわけにはいかんわけですね、今。ですから、そういうこともございますから、当然そこにハウスなど建てないでくださいよと言えば、じゃあそのハウスはどこにやるのかといった地元調整というのは非常に難しい問題があると思います。ですから、おっしゃるようにどっぷりつかって地元との交渉があると思っております。急がせます。

あとは教育長に答弁させます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 景観条例の制定についてですけれども、原の辻遺跡が国の特別遺跡に

選定された理由の一つに、「弥生時代の原風景を奇跡的に保持しておく」という要綱がございました。それから考えまして、景観条例設定すべきことであると理解をいたしておりますけれども、市長が触れましたように、個人の権利、いわゆる私権、この私の権利という概念が、明治新政府になりましてこの権利というのが日本国民一人一人に出てくるんですけども、非常に強いものになっておるのではないかと私は思っております。ヨーロッパの歴史遺産の街並みが非常にきれいだというのは、私の権利という解釈が非常に広うございまして、隣の人、私、また左の隣の人、すべて同じ権利というような思想があると伺っております。景観条例、ぜひとも必要でございますけれども、それに行き着くまでには、それぞれの生活等々のあらゆる権利につきましての御理解が必要になってくるものだと思います。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） それぞれの生活がありますので、撤去せろというのは、そういうのは多分厳しいと思います。だから色を変えたりとか、景観に合うように、そういったときのそういう調整方法は幾らでも事例もありますので、十分研究していただいて、できるだけ早く景観条例の制定をしていただきたいと思います。それと同時に、壱岐市には壱岐市環境美化の推進に関する条例とか壱岐自然環境保全条例とか、勝本浦まちづくりに関する条例とか、幾つか景観に関するような条例がございまして、その辺のまとめる作業も必要になってくるかと思っておりますので、その辺も十分先進地に行かれて研究をされて、早めの制定をお願いしたいと思います。

時間もなくなってきましたけれども、今後はずっと市長が言われております交流人口の拡大、そして島内経済を活性化するためにも、いわば地域の個性化、つまりそこに住む人、史跡、文化財、祭り、食材、そして自然環境等を守り育て行くことこそが大事と考えております。ほかにはない特有の素材によりまして、今後体験型、例えばグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、心に響くクオリティツーリズムというのがございますし、それらの素材を鮮明に主張し、インターネットや情報誌を活用して情報発信することこそが、多様化する観光嗜好に対し、島外の人々の注目を集めまして、観光産業や地場産品などの付加価値を生み出す上でも最も重要な役割を果たすのではないかと考えております。

また、地域への誇りを引き出す上でも大切と考えますし、そこですばらしい財産を次世代に残すことが我々の使命と考えております。今まで蓄えられてきた貴重な財産をもとに、今後の地域や人づくり、そして観光産業のさらなる発展に生かしていただきたいと思います。

離島航路の問題、そして今回の景観条例についての質問についても、今壱岐を取り巻く環境からすれば切っても切れない課題でございます。これをどうしていくかというのは、あくまでも市長のかじ取り、そしてスピードアップがこれからのかぎになってくると思います。人づくりがま

ちづくりというふうに言われておりますので、ぜひ市長のリーダーシップをもって職員の方そして市民、島民の方々といろいろ共同意見交換しながら、すばらしい景観条例制定に向けて全力を投球していただきたいと考えております。そして、景観条例制定に関してさまざまな、例えば公共事業に関して自然工法を推進するとか、そういう部分もあるようでございますので、ぜひそういうのも含めまして、景観計画の中には十分公共事業そして農業振興地域整備計画等も兼ね備えた内容の濃い条例制定をお願いしたいと思っております。

この件に関して最後、市長の決意を伺いまして終わりたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 盛りだくさんの内容で、景観条例をとということでございます。議員おっしゃるようにいろいろな条例たくさんございますが、集約できるものは集約して、そしてこの壱岐のすばらしい自然という財産を後世に引き継ぐためにも、早期のすばらしい景観条例の制定に向けて頑張りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひ市長のリーダーシップを期待して、私の一般質問を終わります。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会をいたします。

傍聴者の皆さん、最後までありがとうございました。

午後3時17分散会
